

会 議 録 目 次

平成 1 3 年 第 3 回 海 田 町 議 会 6 月 定 例 会 （ 第 2 日 目 ）

平 成 1 3 年 6 月 7 日 （ 木 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 議

日程第 1	一 般 質 問	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第 2	第29号議案	工事請負契約の締結について（海田中央第 4 蟹原地区汚水管新設工事（1 3－2））・・・・・・・・	5 9
日程第 3	第30号議案	工事請負契約の締結について（海田中央第 6 蟹原地区汚水管新設工事（1 3－3））・・・・・・・・	6 1
日程第 4	第31号議案	工事請負契約の締結について（海田中央第 6 三迫地区汚水管新設工事（1 3－4））・・・・・・・・	6 7
日程第 5	第32号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	7 1
日程第 6	第33号議案	海田町母子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	7 3
日程第 7	第34号議案	海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	7 4
日程第 8	第35号議案	平成 1 3 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）・・・・・・	7 6
日程第 9	第36号議案	平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・	8 9
日程第10	第37号議案	平成 1 3 年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	9 2
日程第11	第38号議案	平成 1 3 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	9 3
日程第12	発議第 5 号	合併問題調査特別委員会設置に関する決議案・・・・・・・・	9 4
	（ 閉 会 ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9

平成13年第3回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年6月6日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月7日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九 昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十 九 昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|------------------------------|-----|-----------|
| 町 | 長 | 加 藤 天 |
| 助 | 役 | 石 原 憲 治 |
| 収 入 | 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 | 長 | 池 の 本 和 弘 |
| 企 画 課 | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 | 長 | 上 條 正 弘 |
| 地 域 振 興 課 | 長 | 奥 谷 正 則 |
| 税 務 課 | 長 | 園 山 純 |
| 住 民 課 | 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 | 長 | 因 幡 貞 男 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 青 木 基 秀 |
| 保 健 センター | 主 幹 | 臼 井 真 |
| 環 境 センター | 所 長 | 西 本 徹 郎 |
| 監 理 課 | 長 | 木 原 正 博 |
| 建 設 課 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 | 所 長 | 永 海 房 雄 |
| 教 育 | 長 | 李 木 義 夫 |
| 教 育 部 | 長 | 山 本 義 彦 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

日程第10 第37号議案 平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第38号議案 平成13年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 発議第5号 合併問題調査特別委員会設置に関する決議案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまでございます。

昨日に引続きまして本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第12に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第1、昨日に続きまして、一般質問を続行いたします。5番、多田君。

○5番（多田）5番、多田でございます。きょうは2点ほど質問をさせていただきます。

まず、敬老者用記念品の変更についてでございます。敬老の日に敬老者用記念品を毎年、作木村のナシを贈っておられますが、ご夫婦の場合2ケース来るということになります。ひとり暮らしのご老人の場合でも、1ケース来て食べ切れないという話をよく聞きます。作木村との関係もあるとは思いますが、別のものに変えてはいかがでしょうか。現在、この不況でございまして、町内の商店の売り上げが減少しております。地域振興券のような町内限定の商品券を考えてはいかがでしょうか。これ、1つには商工会が発行している商品券というのもございます。

続きまして、総合公園に家族の木をという質問でございます。総合公園の2期工事の計画に当たり、〇〇家、例えばですが多田家の木というのを植えさせてほしいという要望がございます。スペースを提供し、計画に合った種類の木を自らが購入して、もちろん世話も自分ですするというのです。子どもたち、孫でもいいんですが、総合公園のあの木は、私、お父さん、おじいさん、お母さんでもおばあさんでもいいんですけど、が植えて育てた木だということを話したいというのです。町民一般に公募してみたいというのです。こういう人がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。それで公園に対する関心が今以上に高まると考えますが、いかがでしょうか。2点よろしく願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。昨日に引続き、大変ご苦勞をおかけいたします。

それでは、多田議員第1点目のご質問でございます敬老者用記念品の質問についてお答えをいたします。本年2月定例議会の予算審査特別委員会において、敬老者に記念品として贈っているナシを夫婦でもらった場合、食べ切れないので、1人分については他のものに変えたらどうかとのご意見も伺っております。記念品として、町内の商店で利用できる商品券を考えたらどうかとのご提案につきましては、貴重なご意見として受けとめております。敬老記念品としてナシをお贈りした高齢者からは喜びの礼状などをいただいている現実もあり、ナシを心待ちにされている様子もうかがえます。このようなこともございますので、この度は、ご夫婦に贈る場合の1人分についての見直しを図りたいと、このように考えております。

2点目の総合公園の植樹のご質問についてお答えをいたします。家族の木の植樹等記念植樹について、各地で住民参加の試みとしていろいろアイデアが報告されており、本町においても総合公園の第2期分の中で、町民の皆様の意見を取り入れながら実施できるよう努力してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）大変前向きなご回答をいただきまして。ただ1つ、敬老者記念品につきまして、ご夫婦の場合、1人分を今年考えるということでございますが、その1人分につきまして選べるようにしたらいかがかと思うんですが、商品券でもナシでもいいよというふうな形で選べるようにされたらどうかと、これは提案でございます。終わります。

○議長（河野）1番、岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。今回初めて議会で質問いたしますが、大変緊張しておりますので、不十分な点やお見苦しい点があるかもしれませんが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

最初に、災害対策についてお尋ねをいたします。3月24日の発生の芸予地震の対応について、日本共産党海田支部では地震対策について町長に次の申し入れを行いました。その内容は6項目です。

1、破損した瓦などガレキの収集を町で行うこと。ひとり暮らしの高齢者など、自分でガレキを出せない人へも、ボランティアを派遣するなど対処すること。

2、家屋、がけの破損など、被災者に町営住宅を供給すること。既存の住宅がない場合は、民間住宅を借り上げ、供給をすること。

3、家屋、がけ、塀などの罹災者に修繕資金の無利子の融資を行うこと。

4、急傾斜地の工事箇所及び危険箇所の状況を調査し、対策を行うこと。

5、公共の建物や学校の校舎などの耐震状況を点検すること。

6、時間外勤務をした職員に時間外手当を支給すること。

以上の6項目の我が党の要求に対して、どのような対応をとられたのか、お尋ねをいたします。また、2カ月たった現在でも、復旧のための要望が出されているのでしょうか。また、今まで出された要望にどのように対応されたのかをお尋ねいたします。そして、これを具体的にお答えいただきます。

2つ目に、駅前の自転車置き場についてお尋ねをいたします。1994年の4月に自転車法が改正され、市町村が自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するための総合計画の策定などが義務づけられました。

1、総合計画がどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

2、現在、3000台余りの利用者の方々から、梅雨を迎えて屋根がないために非常に困っているという多くの声を聞きます。近隣の駅周辺の駐輪場では屋根つきで利用料も変わりません。海田市駅前駐輪場でも屋根つきにならないのか、お尋ねをいたします。

3、駅前駐輪場の運営管理は現在、自転車自治会が行っていますが、本来町の責任で行うべきものですが、どのようにお考えかをお尋ねいたします。3つ目に、中学校給食についてお尋ねをいたします。中学生は、心身とも一番の育ち盛りです。子どもから青年に向かって、心も体も日増しに大きくなります。この大事な時期に、子どもたちにちゃんとした食の環境と教育、生きる力を保障することは、父母と行政の大切な仕事です。私たち日本共産党が実施した町政アンケートでも、小学校、中学校ともに義務教育であるにもかかわらず、小学校では給食があり、中学校で給食がないのは、ほかの自治体から海田町に移り住んでみると本当に変なところだと思う、このような声が町民の方から寄せられています。

1、安芸郡ブロックで中学校給食を実施していない学校はどこどこがあるのか、お尋ねをいたします。

2、2つの中学校で、家庭から弁当を持ってこない生徒が何人ぐらいいるのかをお尋ねいたします。

3、地方交付税の算定の中に中学校給食の費用が幾らあるのか、お尋ねをいたします。

4、広島市ではデリバリー方式で、ほぼ全校で今年度中に給食を実施する方向です。海田町ではどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

4つ目に、不況対策についてお尋ねをいたします。今年の2月議会で、同僚の佐中議員が不況対策問題、マツダのリストラ中止申し入れに対して、町長は関係部署と連携をして対応すると答えておられます。

1、町内有力文具店やマツダの関連企業などが相次いで閉鎖をしていますが、町としてどのような対応をとられたのか、お尋ねをいたします。

2、今後、さらにマツダ関連の企業への影響や、地域経済にも影響を及ぼすと思われるますが、町としてどのような対応をとられるのかをお尋ねいたします。以上4項目であります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問の1点目、2点目、4点目につきましては私から、また、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1点目の災害対策の質問についてお答えをいたします。町でガレキの収集を行うことのご質問につきましては、地震発生後、収集の依頼のありましたところは、すべて町で収集いたしてまいりました。また、ひとり暮らしの高齢者などへのボランティアの派遣につきましても、収集の依頼があったところは町で対応してまいりましたので、ボランティアの派遣は行っておりません。ボランティアの必要性は十分認識しておりますので、今後、派遣等の体制や組織づくりについて検討をいたしてまいります。

2点目の災害の被災者に対する町営住宅の供給についてのご質問につきましては、災害の被災者に対する町営住宅の入居に際しては、過去、雲仙岳噴火、兵庫県南部地震に伴う公営住宅への入居取扱ということで、旧建設省住宅局長からの通知により、本町でも対応しているところでございます。その内容は、被災者の一時的な入居については目的外の使用としての許可を行う。被災者の確認は罹災証明等によって行う。一時的な入居を行った者の中で、収入基準等入居資格要件に該当する者については、必要に応じて災害による特定入居として正式に入居することというものでございます。

このように、被災者の住宅施設への収容に当たっては、あくまで一時避難としての扱いとなりますから、被災者に十分説明を図る必要があります。また、民間住宅の借り上げ、供給のご質問につきましては、今後の課題として検討しておく必要があるのではな

いかと考えております。長期にわたり多くの方が避難しなければならないという状況になれば、町等で仮設住宅を設置して対応することとなります。

3点目の修繕資金の無利子融資のご質問につきましては、全戸回覧させていただいたチラシで住宅金融公庫の災害復興住宅融資制度についてご案内をしているところでございます。本町といたしましては、この制度を利用される方々が負担すべき利子について、その利子の全額を補給することによって、被災された方々の負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。また、今回の震災では対象者はおられませんでした。住宅金融公庫の災害復興住宅融資制度を利用してもなお資金が不足する場合の融資の利子補給のあり方につきましても、現在、検討をいたしておるところでございます。

4点目の急傾斜地の工事箇所及び危険箇所の状況を調査し、対策を行うことというご質問につきましてお答えします。今回の地震で危険と思われましたがけ地は4カ所でございますが、これらにつきましては県に調査をお願いし、急傾斜地崩壊対策事業等での対応ができるよう県に強く要望してまいりました。それにより、1カ所は県事業により危険度調査を行うことになっており、また2カ所は県費補助対象事業として協議が調っております。

5点目の公共建物や学校の校舎などの耐震状況の点検につきましては、学校の一部耐震調査や工事を行ったものもありますが、引続き建物の老朽化、また避難場所としての位置づけ等を考慮し、優先順位を設定し、可能なところから耐震調査を行うよう検討してまいります。

6点目の職員の時間外勤務手当につきましては、勤務時間に応じて支給をしております。

最後に、今までにガレキ処分の依頼や税金の軽減についての要望がありましたが、それぞれ対応をしているところでございます。

次に、駅前自転車置き場のご質問についてお答えします。1点目のご質問ですが、本町では法律が制定される以前から、利用される方々で組織する海田市駅利用者自治会で放置自転車を自主的に整理をされていたこと、駅周辺地区を駐輪規制区域として条例を制定したことにより、総合計画を審議する自転車等駐車対策協議会の設置も総合計画も策定しておりません。

2点目のご質問の、海田市駅前駐輪場に屋根を設けてほしいとのことでございますが、ご承知のように、海田市駅周辺は海田市駅南口土地区画整理事業や広島市東部地区連続

立体交差事業が予定されており、これらの事業が始まりますと、現状のような形では使用できません。したがって、現状のままで屋根の設置は考えておりません。

3 点目のご質問の、海田市駅前駐輪場を町で行う意思があるのかということでございますが、区画整理事業や連続立体交差事業の具体化の中で、町営で運営する方向で協議を進めてまいります。

いずれにしても、海田市駅周辺の大型事業の進捗によりましては、自転車等の利用に大幅な制約が出てくると思いますので、皆様のご理解とご協力を求めたいと考えております。

次に、不況対策についてのご質問でございますが、これまでどのような対策をとったのか、また、これからどのような対応をとるのかについて、あわせてお答えをいたします。一般的には特定の私企業に対して町単独の支援は難しいと考えておりますが、現在、海田町中小企業融資制度に基づいて、町内の金融機関に 9,000 万円を基金として預託しております。これは、中小企業者の運転資金及び設備資金を供給し、企業の安定化と維持発展に資することが目的になっております。また、商工会に対しては 1,000 万円の補助金を支出しており、この中で経営改善復旧事業への推進やこれまで以上の金融あっせんをお願いしてまいりたいと、このように思っております。

それでは、3 点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）中学校給食のご質問についてお答えをいたします。ご質問 1 点目の、旧安芸郡の中学校で給食が実施されていない学校はということでございますが、完全給食を実施しておりません学校は、旧安芸郡の中学校 2 校中で、本町の両中学校を含めまして、熊野中学校、熊野東中学校、下蒲刈中学校、矢野中学校の 6 校でございます。

2 点目の町内の中学校で弁当を持参しない生徒数でございますが、日によって多少の差はございますが、海田中学校が約 70 人、海田西中学校が約 20 人で、おおむね 1 割の生徒が弁当を持参していない現実がございます。

3 点目の交付税に算定される中学校給食費につきましては、生徒数を積算基礎とする給与等の経常経費が 1,942 万 5 千円、学校数を積算基礎とする給食設備の経常経費が 9 万 7 千円、合計 1,952 万 2 千円が基準財政需要額に算入されております。

4 点目のデリバリー方式による中学校給食の実施計画についてでございますが、現在、

本町の中学校ではミルク給食を実施しており、これまで教育委員会といたしましては、中学校の年代は体の成長が最も大きいこと、また個人差も大きく、一人一人に見合った食事の質や量の調整が難しいということから、完全給食を実施しておりません。保護者や生徒の中には、弁当の方が親の愛情が伝わる、自分の好みの量の食事ができる、昼の時間に余裕が持てる等、弁当持参を支持する声も多くございますが、また、朝早く弁当をつくるのが大変であるとか、弁当をつくってもらえないので給食を実施してほしいという声もございます。教育委員会といたしましては、中学生期の生徒の心を家庭から支援する方策の一つとして、引続き保護者の手づくり弁当をお願いしたいというふうに考えております。なお、デリバリー方式の給食の計画につきましては、保護者の生活が多様化している状況の中で、中学校の昼食のあり方について、改めて生徒や保護者及びPTA等のご意見をいただきながら、また、広島市ほか近隣市町の状況を調査・研究いたしまして、弁当給食の導入の是非について検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）再質問をさせていただきます。1番目の災害対策についてですけれども、海田町では災害対策本部をいち早く設置されたにもかかわらず、これを町民の方に、防災無線などを活用して災害対策本部の設置を知らせなかったというように思うんです。今、地震が来て一番町民に安心を与えなければいけないようなときに、なぜこのような防災無線を使って、災害対策本部がありますから安心をしてくださいというふうなことを言わなかったのか。それと、先般の5月16日の災害防止対策調査特別委員会におきまして、近隣の市町村で対策本部の設置などを新聞などで知らせたが、海田町では他町に比べて被害が少なかったの、新聞などには載せなかったと答弁をされたんですけれども、この5月8日の時点で資料が出たときでも、もう海田町の被害金額が7千万円以上もあって、瓦れきも57トン出ていると。きのうなどの行政報告では100トンになっているんですけれども、これだけの被害が出ているにもかかわらず、被害が少なかったというような答弁は、災害に対する危機管理意識が低いのではないかとと思われるのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

そして、2点目の駅前自転車置き場のことですけれども、いろいろ区画整理をするとか、連続立交ができるので自転車置き場も移転しなければならないというふうなご答弁でしたけれども、今あそこを利用されている多くの方は、特に近隣の市町村では、先

ほど言いましたように、屋根もついて利用料も変わらないと。なのに、海田町は屋根もないと。そして、屋根がいつつくかわからない。区画整理事業は、予定では10年かかるんですよね。それと、連続立交なんかがこれに加わると、20年、30年先まで屋根がつかないと。そんなにお金のかかるものではないのですけれども、どのようにこれをお考えでしょうか。

そして、中学校給食の問題ですけれども、先ほどの地方交付税の算定の中の中学校給食費があるにもかかわらず、これを給食費として利用されてはおられないのでしょうか。

それと今、以前の議会の答弁でもあったと思うんですけど、中学生の発育段階はおのおのそれぞれ違うので中学校給食は難しいというような答弁だと思うんですけども、今、全国的にはやはりどんどん中学校給食を実施する学校が増えておるんですよね。海田町だけが特別に生徒がどんどん発育をするとか、そういうふうな状況ではもちろんないんです。そして国の方針やなんかも学校給食法に基づいて、子どもたちの義務教育を保障する法的義務があり、義務教育は子どもたちの権利です。それぞれの家庭ではなく国や社会、そして子どもの権利教育を受けるように、教育の一環としての学校給食も国や社会、自治体が賄うのは当たり前だと、こういうふうなことになっているんですけれども、こういうふうなことに対しての答弁をお願いいたします。

それと、不況対策ですけれども、海田町の商工、中小業者や商店街の振興、これは町の大切な仕事ではないでしょうか。そして、マツダ関連企業の多いこの海田町では、その対策が特に求められていると思います。また、海田町の基幹産業として、海田町では自動車関連産業ということを位置づけられています。そして、特に東大阪市などでは、全事業所を対象に実態調査をして支援などをする体制も、やっているところではやっています。そして、海田町でも、販路の拡大や後継者対策など具体的に要望をよく聞くべきです。そしてまた、町の公共事業などは、駅前の大型開発に見られるような開発優先ではなくて、生活福祉型に改めて、地元業者を優先して発注すべきだと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）再質問の4点につきましては、それぞれ担当の方から説明をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（奥谷）地震発生当時、直ちに災害対策本部を設置したことなどの一報を

まずすること、これが住民の皆様には不安の解消をできたのではないかと悔やまれる面もあり、反省をいたしております。今後このような災害が発生したときは、いたずらに混乱しないような形で適宜、適切な内容で放送をしていきたいというふうに考えております。

危機管理の欠如につきましても、このような大きな災害を海田町では経験したことがいまだにございませんでしたので、この点につきましても大いに反省しておるところでございます。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） それでは、自転車駐輪場の屋根の設置の件につきましてご答弁申し上げます。先ほど町長が答弁申し上げられましたように、駅前につきましては今から連立、区画整理といろんな大規模の事業が進められていきます。その中で、現状、今のままのような状態での駐輪は非常に難しいと、場所を変えながら、位置を変えながらやっていくという状況になってまいります。それでは、全部完成するまで屋根をつけないのかということなんですけれども、今現在、区画整理事業あるいは連立の関係の工事が何年次にどれぐらい進捗するのかということで、すり合わせをしております。その過程において、いつの時期に、どこに、どれだけの土地が確保できるのか等を協議しておりまして、その中で、もしできるものであれば、屋根なり、あるいはそこらあたりの土地の利用形態を考えながら、今から運営をしていかなきゃならないという状況にありますので、それではすぐ屋根をつけるのかというご質問が出てくるとは思いますけれども、お互いの事業の進捗、あるいは確保できる用地の場所、形態等を考えながら、それあたりも検討していかなければいけないというふうに思っております。以上です。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） 中学校給食につきまして、まず1点目の交付税に算定されておりながらそういう設備をしないのかというご質問でございますが、あくまで地方交付税の算定の基礎にはなっておりますけれども、その財源の運用につきましては町の方の裁量に任せられたものであるということで、それに制約されるものではないというふうに解釈をいたしております。

もう1点の、教育の一環として食事教育という考え方の中で給食を導入すべきでないかということでございますが、ご指摘のとおり、行政として、食事教育ということも責任があると思います。ただ、もう1点は、親子のきずなをどう保っていくかという方策

をとっていくのも、行政の役割であろうかというふうに認識をいたしております。そういった観点の中で、現在は、親の手づくりの弁当をもって親子のきずなを保っていくと、そういうことに重点を置いた方策をとっておるというものでございます。ただ、ご指摘のありましたように、1割の生徒が弁当でなくて、もう持ってきていない、現実にはパン等で昼食をとっておるわけでございます。そういった点は確かに心配をしておるわけでございます。そういったことを考え合わせながら、今後デリバリーという方式を研究していきたい。いずれにしても、まず子どもたちが何を望んでいるか、そういったことを調査しながら、このデリバリー方式について研究・調査を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）町内の商店街の振興でありますとか、雇用の確保をしていくということは、町にとっても大きな課題でございますけれども、反面、経済政策でありますとか雇用政策というのは、国が本来担うべきものでございまして、地方事務官制度も、いわゆる本年の4月からの中央省庁の改編に伴いまして、地方事務官そのものが、例えば公共職業安定所でありますとか雇用保険の部署が国の方に移管されたという、それらの背景もあるわけでございまして、町で具体的に効果的なものがどの程度考えられるかというにははなはだ心もとないものがございます。しかしながら、町内のそういう一定の商工業でありますとか、製造業の方々に対する需要を創出という観点から、物品の購入でありますとか公共事業の入札等につきましては、町内業者の方に極力受注機会を増やしていきますように意を注いでいるところでございます。ちなみに、今年度4月に公用車4台でしたか、更新いたしましたけれども、いずれも地元のメーカーの車を購入いたしております。以上でございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）先ほどの地震対策で、防災無線の活用ができなかったのは、何か余り地震が、災害が少なかったとかいうふうな答弁だったんですけれども、阪神・淡路大震災がありましたよね。あのときも朝早くだったんですけれども、かなりの震度だったんですよね。そして、昨年10月の鳥取の西部地震、そして今回の地震と次の月曜日の朝ですかね。あれもかなりの地震があったんですけど、立て続けにこう、たまにぼつりぼつりとあるんじゃないかと、とんとんとんと来ておるんですよね。これなのに、何か全然防災無線が活用されない。じゃ、あの防災無線は一体いつになったら本来の機能いうん

ですかね、そういうものを発揮して、町民の方に不安感を与えないのかというようなこととお尋ねしたいと思います。

それと、中学校給食なんですけれども、費用があるけれども、それは裁量でどこに使ってもいいと、そういうふうな答弁だったと思うんですけれども、これは国から、そこに使いなさいよと出ていると。それをそこの町の財政事情いうんですか、台所事情でほかのところに持っていくというふうなことは、ちょっと言葉は悪いかもしれんのですけれども、子どもたちの食いぶちを、大人が勝手にどこかほかの事業に穴埋めをするというふうなことになるんじゃないかと思うんですけれどもね。今、親の愛情弁当というようなことを言われたんですけれども、やはりそれも栄養の面とかそういうふうなところからいったら、やはり限りがあると思うんです、限度があると思うんですけれどもね。やはり中学校、今の弁当を持ってこない子どもたちが1割近くもいると。こういうようなことを考えても、中学校給食を早期に実施してほしい、こういうふうに改めて見解をお伺いいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（奥谷）防災行政無線の活用につきましては、現在反省をしておりますし、今、マニュアルをつくっております。ですから、例文とか、いざ災害、地震というときにはすぐ町内放送、皆様に連絡、周知できるように体制を整えておるところでございます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、交付税について、子どもの食いぶちを横取りしとるんじゃないかというようなご意見でございますけれども、現実、先ほど申しましたように、交付税の算定基礎でありまして、必ずそれに使わなきゃいけないという性格のものではございません。ただ、申し上げておきたいのは、ある面でいえば、交付税で算定された以上に、町の教育費というものは、それ以上の経費をかけて教育の予算としておるというところもご理解をいただきたいというふうに思います。

それともう1点の、親の愛情弁当と言いながら、ただそこには栄養の問題もあるじゃないかというご質問でございます。そういう面でいいますと、確かにそれもあるかとも思いますが、反面、給食にした場合、先ほど教育長が申しましたように、個々によって食事の量という面もあるわけでございます。そこらでどちらをとっていくかということになろうかと思いますが、現在、町の姿勢としては、多感な年ごろの中学生でございます。

ます。できるだけ親のきずな、これを大切にしていきたいという姿勢でございます。ただ、先ほどから申しましておりますように、弁当でない生徒、これは確かに心配でございます、そういった面での対応として、デリバリー方式を研究していきたいというふうに思っております。

○議長（河野） 17番、中岡君。

○17番（中岡） 2点ほど質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目は、串掛林道沿いの山中の大掃除をということであります。4月から家電4品目がリサイクル法によって、廃棄する場合に有料になり、串掛林道沿いの山中が捨て場になるのではないかとこの心配がありました。現在、捨てられそうな場所に、注意を呼びかける装置が取り付けられております。一瞬驚きますけれども、捨てるつもりで持ってきたものを持って帰るとは思われません。現に、冷蔵庫やテレビが捨てられております。私はこの問題、12年3月の定例議会で全く今回と同じ質問をしております。そのときには、一回大掃除を徹底してやるんだというような回答がありましたけれども、十分になされておらないような感じがいたします。3月定例議会の答弁で、不法投棄された大型ごみの一斉撤去を約束されておりますけれども、かなり残っているようであります。また、先般、ちょうど5月中旬ごろですけれども、カメラを持ってずっと写してまいりましたけれども、いわゆる4月以降に捨てられたと思われる冷蔵庫やテレビが転がっております。この際、もう一度大掃除をしてきれいにすることで、住民に、串掛林道沿いの山中を大掃除するのにどれだけ予算がかかったのか、全部税金だということを町の広報などで一般住民にお知らせをして、不法投棄をしないよう呼びかけることにしてはどうかと。

また、不法投棄は海田町の住民だけではないと思います。そこで、広島地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会というものができておるわけですから、そこら辺にも呼びかけをして、徹底をされてはどうかというふうに思いますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目は、一般質問では学校の空き教室という表現を使っておりますけれども、余裕教室ということで、改めてお尋ねをしたいと思っております。

学校の余裕教室の有効利用をということであります。今、高齢福祉課が昨年から老人クラブに呼びかけをして、世代間交流事業を提唱しております。昨年、老人クラブ4団体がその呼びかけに応じて、世代間交流事業に取り組んでおるようでありますけれども、

私がおります南幸町の寿クラブでも、その呼びかけに応じて、スポーツを通じた世代間交流事業を実施いたしました。その結果は、子どもたちにも大変喜ばれ、その保護者も喜んで、大変好評でありました。今年度もぜひ取り組んでいこうというふうに考えておりますけれども、老人クラブが23団体あるにもかかわらず、交流事業に取り組んだのは4団体だけでありました。老人クラブの組織のあり方にも取り組めない事情があったようでありまして、老人クラブの組織がほとんど自治会単位になっていないということがあります。自治会が結成される前に、その老人クラブという組織ができておりますので、非常に難しい面もあるようでありまして、私が提案したいのは、各学校の余裕教室を利用して、シルバー人材センターの皆さんと子どもの交流を取り入れてはどうかということでありまして。シルバー人材センターの皆さんの中には、竹細工やわら細工の技術を持った会員が多くおられます。その技術を利用して子どもたちとの交流を図る、いわゆる世代間交流教室のようなものを取り入れてはどうかということになります。現代の子どもは、IT時代と言われる中で、遊びそのものもゲームなどが中心になっております。立派な総合公園が完成をいたしました。一度子どもたちを連れていこうと思って話をいたしましたところ、数人の子どもが、ゲームセンターがあるのなら行ってもよいというような答えが返ってきました。笑い話のようでありまして、これが現実であります。IT時代にふさわしい遊びも必要ではあると思いますけれども、日本の伝統工芸品と言われるようなものにも親しみを持ってもらうためにも必要ではないでしょうか。そのために各学校の余裕教室を有効に利用することは考えられませんか。シルバー人材センターの会員の皆さんもそれを望んでおられると思いますけれども、町長の見解を問うものであります。以上。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）中岡議員ご質問の1点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

串掛林道沿いの大型ごみの不法投棄についてのご質問にお答えいたします。家電リサイクル法施行に伴う不法投棄防止対策といたしましては、ごみ不法投棄防止器及び防止看板の設置とあわせて、4月から監視体制を強化し、串掛林道沿線も含めて町内の不法投棄されやすい場所へのパトロールを実施いたしております。新たな不法投棄場所が生じないように、投棄物は可能な限り撤去、回収するよう努力をいたしております。さらに、町広報及びポスター等による不法投棄防止についてのPR活動も今まで以上に強化して

まいりたいと、このように考えております。また、ご指摘のとおり、職員で実施した前回の掃除で撤去できなかった大型ごみもあると思われますので、今後の撤去の実施について、方法等を含め、十分検討してまいりたいと考えております。

なお、今後の不法投棄防止対策につきましては、県の組織改編で新たに設立されます広島地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会で、広域的な取り組みを協議していくことになっております。

それでは、２点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学校の余裕教室の有効活用に関するご質問にお答えをいたします。竹細工やわら細工等の日本の伝統的な技術を持った高齢者の方と子どもとの交流を図ることが大切であることにつきましては、ご指摘のとおりであると考えております。今日、地域に開かれた学校として、また身近な生涯学習の場として、学校の役割が大いに期待されているところでございます。地域の高齢者の方との交流につきましては、これまで運動会等の行事の参観でありますとか、福祉教育の分野におけるお便り活動の実施でありますとか、さらにグラウンドゴルフや将棋などを通じて、幅広い交流を行っておるところでございます。

また、体験学習といたしまして、老人施設への訪問やお手玉等の昔の遊び、さらに正月用の飾りの作成など、多くの行事で交流を図っております。

ご指摘の余裕教室を利用した世代間交流教室の開設につきましては、開かれた学校という視点から、現在、海田小学校の余裕教室を活用する方向で調整を進めているところでございます。いずれにいたしましても、校内での交流や校外での体験活動を通して、高齢者との幅広い交流に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）中岡君。

○１７番（中岡）串掛林道の問題でありますけれども、今前向きな回答をしていただいたように感じておりますけれども、１２年３月の質問のときには、徹底してやるんだという答弁をいただいております。ところが、私がこの５月中旬にカメラを持って回ったときには、当然そのころからあったような大型ごみがそのまま放置されている。それも山中ではなくて道端です。タイヤであるとか建設資材だろうと思いますけれども、そういったものが全く撤去されないまま放置されておる。ですから、徹底してやるんだと言わ

れた割には結構残しておるなど。掃除をした形跡もあります、確かに。ところが、装置をつけても声が出るだけで、あれ、カメラでもついているのであれば、まあもっともカメラもつけておればすぐ壊されるかもわかりませんが、声が出るだけでは余り効果がないと思うんですね。どの程度のいわゆるパトロールといいますか、監視をしておられるという答弁がありましたけれども、具体的にどのような形でどういう監視をしておるのだということを、もうちょっと具体的にお答えをいただきたい。

それから、今の余裕教室の問題も、海田小学校について活用する方向で検討をしたいというお話がありました。これは私が取り寄せていただいた資料でありますけれども、後、教育委員会の方にお渡ししたいと思っておりますけれども、こういう余裕教室の活用の概要ということで、余裕教室を、1つには社会教育施設、それから2つ目には福祉施設、3つ目には防災備蓄倉庫、それからもう一つは学童保育施設というようなことで、余裕教室を福祉施設または防災倉庫にして、この防災倉庫の中にはいわゆる非常用の食糧を蓄える倉庫にするんだというような資料があります。非常に、余裕教室の活用についていわゆる先進地であろうと思っておりますけれども、現実にはこういうところがあるわけですから、海田小学校を中心ということではなくて、海田町内の小・中学校全部の余裕教室があるはずですから、そういった余裕教室を利用して世代間交流、いわゆる日本の伝統工芸品というようなものに親しみを持たすような、竹トンボとか水鉄砲というのが伝統工芸品かどうかというのは見解が分かれると思っておりますけれども、今ごろの子どもにとっては、そういったものが目新しいものではないかと思っております。ですから、そういったことを含めて、全部の学校で余裕教室を有効利用するというようなことを考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）串掛林道沿いのごみの不法投棄防止についてお答えを申し上げます。昨年の3月にご質問をいただいて、5月の18日に一度撤去を実施いたしております。その折には、家庭ごみ、家電製品、買い物袋等、それから車両部品、タイヤ、プラスチック部品といったもの、それから建築廃材といったものを、約430キロの回収をいたしております。中岡議員ご指摘のように、串掛林道沿いに非常にたくさんの箇所で投棄をされている実態がございます。その箇所によって、職員が非常に急峻で入り込めないところも確かにございます。その点も十分考慮をしてどうするかという対策が必要かなというふうに今感じているところです。それから、ほとんどが民地でございますの

で、そこらの関係もどうしていくかということが課題になろうかと思っております。

それと、監視のブザー、警報を数カ所設置いたしました。それから、警告看板といったものも設置をいたしておりますが、現在までのパトロールの状況では、カメラがないとちょっと効果が薄いのではないかというご指摘もございますけれども、新たな投棄はそんなに多くないということで、一応効果は見込めるのではないかと、見込めていいのではないかというふうに考えております。

それから、パトロールの状況でございますが、これにつきましては環境センター所長の方から、現在のパトロールの状況についてご説明を申し上げさせていただきます。

○議長（河野）環境センター所長。

○環境センター所長（西本）それでは、現在のパトロールの実態につきましてご説明いたします。原則、月曜日から金曜日まで、約1時間から2時間程度かけて、町内の不法投棄されやすい場所、例えば町境、あるいはキャンプ場、総合公園、串掛林道沿線だけでなく、町内のそういった不法投棄されやすい場所へのパトロールを実施しております。また、大型ごみの日の不法投棄も懸念されますので、そういった日の家電4品目についてのパトロールも実施しております。ご質問にもありましたテレビ、冷蔵庫につきましては、テレビは5月14日、冷蔵庫につきましては、確認は15日にしておりますけれども、雨が降ったり、職員が手がとれなかったというふうな事情がありましたので、5月の31日に回収しております。以上でございます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）余裕教室の活用でございますが、現実、各学校に余裕教室はございます。ただ、余裕教室でございまして、空いているわけではございません。いろんな資料室とかそういったことでの活用はいたしておるわけでございますけれども、今後、各学校で総合的な学習というようなことの中で、そういった部屋をまず教育の場面で活用していくということも起こってまいります。そういったことも考え合わせながら、今後、現在ある余裕教室について、今ご指摘のような高齢者との触れ合いの場ということについても検討していきたいというふうに思っております。当面、海田市小学校につきましては、そういったことも踏まえ、今後の課題を探っていくというようなこともあわせまして、当面、海田市小学校でそれを実施してみたいというふうに考えております。

それから、いろんな活用方策、防災倉庫とか、福祉のとか、学童保育とかございました。確かに、おっしゃるようないろんな活用方策があろうかと思います。先般の議会の

中でご提案いただきました郷土資料室、そういったことも現在あわせて検討を進めておりまして、幅広い範囲の中でこの余裕教室の活用というものを考えていきたいというふうに思います。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）今、福祉保健部長の答弁の中で、民有地であるというお答えがありました。これは12年3月の質問の中でも、そういういわゆる山林の所有者にも声をかけて、できたら一緒にやったらどうかという質問をしておりますから、そのときに、そのようにするんだというお答えをいただいております。今、民有地だから難しいというような答えが返ってくること自体がちょっと理解できませんけれども、そこら辺はどうなっておりますか。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）昨年の5月18日、これは地主さんに連絡をしながらやっております。ですから、難しいというふうなことではないんですが、その辺も考慮しながら、十分連絡をとりながらやらなきゃいけないということは課題になってきますというふうな意味合いで申し上げたということでございます。で、徹底してやるということでございますが、確かにその必要性があるかなというふうに感じておりますが、先ほど申し上げましたように、中には相当がけ地のようなところへ投棄をされたという箇所がございます。そこらについては、すぐに職員で対応が難しいなという箇所があるということで、そこらあたりも含めてどうしていくかということを、これからの検討を含めて課題としていきたいと、こういう意味でございます。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は10時10分。

~~~~~○~~~~~

午前 9時59分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。11番、原田君。

○11番（原田）11番、原田でございます。3点について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず1点目、スポーツ・レクリエーションの場の整備・充実と有効利用についてでござ

ざいます。第3次海田町総合基本計画の第1章第5節の施策の方針の中で、海田町のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる海田総合公園や身近な公園の整備、森林の活用、学校施設の開放など、スポーツ・レクリエーションの場の体系的な整備に努めるとあります。平成12年度には、海田総合公園に隣接したキャンプ場も含めて、地域資源を生かしたスポーツ・レクリエーションの場づくりを計画されておられますけれども、具体的に、平成13年度以降、どのように整備されていくのか問うものでございます。また、総合公園にアクセスしております町道9号、8号線、それから総合公園へのいわゆる進入路についての整備計画はどのようなになっているのか問うものでございます。

2点目、社会福祉センター整備構想と総合福祉センター計画の関連についてお伺いいたします。第3次海田町総合基本計画の中で、総合福祉センターの整備について掲げてありますけれども、これは前計画である海田町新総合基本計画の中で示されておりました社会福祉センター整備構想を引き継いでいるものと考えております。しかし、前計画の策定時から既に10年が経過しておりまして、整備環境やサービス需要などの事情が相当変化していると思われます。そこで、前計画の社会福祉センター整備構想から引き継がれる考え方と、また新しく織り込まれていく考え方など、総合福祉センター整備計画の基本的な考えについてお伺いいたします。

3点目、安全で快適なうるおいのあるまちづくり。第3次海田町総合基本計画第3章第4節の中の、具体的施策の、地域ぐるみで総合的な防災体制づくりがございます。その中で自主防災組織の育成が掲げてございます。先ほどからも質問、出ておりますけれども、平成13年3月24日の芸予地震のときに、いろいろと災害時に関しては苦情であるとかご批判をいただいておりますが、現在、自主防災組織として届けてある組織の数をまずお聞かせいただきたいと思います。いろいろと訓練をなされておられると思いますが、この芸予地震の際に、自主防災組織として日ごろの訓練のように稼働したかどうかについて報告があれば、それもあわせて問うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）原田議員ご質問3点でございますが、第1点目のスポーツ・レクリエーションの場の整備・充実と有効利用のご質問についてお答えをいたします。

海田総合公園は、平成12年度に第1期事業区域がほぼ完成し、引続き第2期分として、キャンプ場を含む残りの区域9.5ヘクタールを整備していくことといたしております。

す。平成13年度は地元説明、用地測量、物件調査を行い、用地買収に入る予定でございます。また、海田総合公園へのアクセス道路である町道8号線の整備状況ですが、総合公園入り口、キャンプ場入り口との分岐点までを平成15年度完成予定で年次計画を策定し、整備を行っております。平成13年度は、森矢宅前から三反田宅までの区間120メートルと、栃木橋から東新橋までの区間120メートルを整備する予定でございます。なお、東新橋からキャンプ場入り口までの区間につきましては、道路法線、勾配等に問題がありますので、ルート変更を行い、事業を進めてまいります。また、キャンプ場入り口から残りの区間につきましては、一部区間の用地買収に入り、総合公園入口までの整備計画に合わせて整備する予定でございます。

2点目の、前計画における社会福祉センター整備構想から引き継がれる考え方と、今回の計画における総合福祉センター整備計画の関連に織り込む考え方など、整備計画の基本的考え方について、ご質問にお答えをいたします。前計画の社会福祉センター整備構想は、社会福祉協議会の拠点性をもとに、高齢者に対するサービスを中心に計画をしておりました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、介護保険の導入、改正された社会福祉法による社会福祉協議会の役割の多様化、また精神保健法の改正に伴う市町村への権限委譲、「健康日本21」に示されるような新しい健康づくりの推進、新しいエンゼルプランに基づく子育て支援の充実、世代間交流を踏まえた生涯教育の充実やノーマライゼーションの推進など、保健福祉を取り巻く環境は大きく変化をしております。現計画ではこのようなことを勘案し、福祉を超えて、子どもから中・高齢者、障害者などのすべての住民に幅広く活用していただくため、計画を進めていく必要があると考えているところでございます。

3点目の安全で快適なうるおいのあるまちづくりの質問についてお答えをいたします。

1点目の自主防災組織の数でございますが、47自治会のうち24の自治会で結成されております。2点目の自主防災組織は機能していたかのご質問でございますが、自主防災組織の活動には平常時の防災意識の啓発、また災害時における情報連絡、応急対策、避難誘導などがございます。今回の芸予地震では、危険箇所の情報を役場に連絡していただいたり、また災害弱者の安否の確認を行われるなどの活動をされたところもございました。今後は、この組織が十分活動をしていただくためにも、残りの自治会についても自主防災組織を結成していただくとともに、今回の地震を教訓にした訓練を実施してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）再質問をいたします。まず1点目の、キャンプ場も取り込んで総合公園と一体化して、残りの9.5ヘクタールを整備していくというお考えがあるんですけれども、地域資源を生かしたという言葉、まあ言葉じりをとらえて言うのもあれですが、例えば水があり、緑があるという地域ですので、例えば清流も流れておりますから、蛍の里とか、海田町でまだ蛍がそこに出るようなふうがありますが、それを整備していけるようなこと、それも一つの名所として、海田町にもまだ蛍が出るそうですよ。坂町はまだ出ていますね。熊野にも出ていますが、海田町でも出るんじゃないかなというような話も聞いております。こういうようなところも踏まえて整備されていくお考えがあるかどうかをひとつお願いいたします。

それと、アクセスの道路につきまして早急な整備をお願いしたいわけですが、どちらにしましても8号線を通らないでは今行けないということもあります。町内外からあそこの施設、総合公園についてご利用されておられる方はいらっしゃるんですが、もう少し、いわゆる網状というのは難しいかもしれませんから、とにかく8号線にアクセスできるように町内の、例えば、それでは三迫の3丁目の方が総合公園へ行かれるのにどこの経路を通って行かれるんでしょうか。かなり下までおりてということになるんで、できれば循環できる部分も含めて、たちまちは概略で結構ですから、そういう整備計画も含めて、考えを地図の上へお試しになられてはどうかと思うんですが、それについてお伺いいたします。

それから、2点目の社会福祉センター整備構想の関係でございますが、今いろいろとご答弁いただいた中ですが、安芸区に、一番近いところでございますけれども、安芸区民文化センターの中にそういう福祉の関係の施設といいますか、そういうものを取り組まれてきておりますけれども、広域的に見られて、海田町が今から整備をしようとする部分と、広域的な目で見ると、じゃ、そことの関連がどうなっていくのかと。先日、常任委員会、福祉厚生委員会で大阪府箕面市へ行ってきたわけですが、びっくりするぐらいの箱物はつくられておられた。そこまでは必要ないと思いますが、おおむね200億の予算だったというようなことでございました。かなり財政が豊かなときに、ハードの方からずつつくられてきておられたわけですが、我々もそこまでの要求、非常に、財政状況を見ると要求しがたいというのはありますが、広域的な観点から見られて、海田町が取り組むべき姿はどんなんだろうかというのを伺いたい

します。

それから、安全で快適なうるおいのあるまちづくりのことで、今、自主防災組織について私、質問しておりますけれども、47自治会のうちの24自治会がそういう組織をつくられて、役場の方へ登録されておられるということなんです。自治会というのはかなり、私から思うと大きな単位だろうと思うんですよ。この前も委員会の中でいろいろとご批判を皆さんお聞きになられておりますが、この前の芸予地震で震度5強の震度だったということなんです。で、想定をしていかなければならないのが危機管理の部分であると思うんですけど、例えば震度7が起きたときに、この前は、全職員に招集をかけて集まっていたくんだと、対策本部へ皆招集をかけると。来れるんでしょうか、というのが1つ疑問なんです。例えば道路が寸断される、橋がどうとかなるとかいうことも想定すると、非常に難しいだろうと思う。私が提案したいのは、自治会の中もさらに小さく分けて、向こう三軒両隣という一番身近なところで1つのグループをつくっていただいて、そこへ連絡ができるような形をとっていただいた方が、例えばこの前ちょうど我々はいわゆる選挙運動期間の最終日だったわけですが、そのときに例えば、ありますように、ご高齢の方のおうちへ訪問ができんわけですね、実際には。選挙期間なんで候補者がみずから中へ入れんのですから、外から声をかけるしかない。例えば、たんすが倒れていませんか、何か壊れていませんか。で、声が聞こえたらオーケーですわ、私が思うにはね。ああ、だから大丈夫にされておられるなということぐらいなんです。それを自治会の単位で、例えばこの役はだれですよというふうにやっておられても、かなり大きな災害に見舞われたときは、その人のまず個が片づかないと周囲にはちょっと気持ちが回らないと思う。その人も何かでけがされると非常に難しいんで、いわゆるもう少し小さな単位で、今からそういう組織について構築されていってはどうかと思っておりますけれども、その辺のご見解を問います。よろしく願います。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）それでは、総合公園の第2期工事の中身について少し具体的に申し上げます。現在、第2期分の計画の中で計画しておりますのは、入り口広場、オートキャンプ場、それからキャンプ場、これはコテージも含みますけれども、その再編、それから野球場の再整備、それから修景地、駐車場、それと散策道を計画しております。なお、ご質問の中にありました蛍の里のことですけれども、一番上流部に既に計画の中に取り込んでおりまして、今のところ仮称「せせらぎ川」、それから「カワニナのビオト

ープ」ということで、場所的にはキャンプ場の一番上側になりますけど、そのように計画をしているところでございます。

それから、東西を結ぶアプローチの関係ですけれども、第3次総合基本計画あるいは都市計画マスタープランの中に構想として、東西を結ぶ区画道路の線が具体的に入っておりまして、既にお配りしております最終ページの1枚めくっていただいたところにその大まかな法線をかいてございます。ただ、具体的なものについてはまだ検討しておりませんけれども、しかし方向性として、将来のあるべき姿として当然、具体的な計画、それと実施に向けて進めていかなければならないというふうには考えております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）総合福祉センターにかかわって、安芸区の福祉センター、それから広域的な見方、こういうふうなご質問でございます。

議員ご指摘のように、広域的な視点に立ってこれから総合福祉センター整備を考えていくということは、今、広島市との関係で非常に流動的な状況にあるという中で、当然にこれは本当に必要な視点だというふうに考えております。安芸区の総合福祉センターにつきましては、3月に完成をして、早速スタッフで見させていただいております。その安芸区、区民文化センターと合築でございますけれども、その中の主要な部分は区役所の中の分庁舎というふうなもので、相当部門が区役所、行政機能が入っております。ただ、中にも、そうはいいながら、いわゆる保健所、名前はちょっと違いますけれども、そこらで子育て支援のようなものを集中的に取り扱うというふうな機能も、行政体の中に取り込みながらやっているのも実情でございます。それで、将来もたえられる総合福祉センターというふうなものを考えていく必要がございます。将来とも有効な施設として考えるという中で、今の時点で、基本的なスタンスについては先ほど町長の方から答弁申し上げましたけれども、今の区民文化センター、合築の総合福祉センター、区が各区につくろうとしている総合福祉センターの機能といった面と、今我々の方で総合福祉センターの中で、個性的な面も含め、海田の需要の中でどういうふうに考えていくかという面をあえて少し具体的に申し上げるのならば、子育て支援の総合的なものは入っておりませんので、そこらはやはり検討課題だと。それから、福祉団体というふうなものが入り込むという、これも入っております、区の。それだけではなくて、もう少し拡げて生涯学習というふうな、これは社協等入るのはもちろんでございますけれども、そういうふうな観点からの見方と、それから「健康日本21」というふうな推進のための健

康づくり保健機能の中心役割を果たせるような機能、それから先ほど町長の方がご答弁ございましたけれども、世代を超えてくつろげていけるような機能をどうしていくかというふうなものは、これはやはり少し新しい考え方。それから、医師会との連携をどうとるとか、この視点も、これはまた安芸各区の総合福祉センターとまた違った視点があると。それと、女性の自立、社会参加といったような視点というものを考えるのかどうかと、こういうふうな見方もこれから予想される検討の見方というふうな考え方で、確かにご指摘のように、広域的な視点に立って、将来をたえられるセンターとしてどうあるべきかというふうなことは、今後十分検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（奥谷）自主防災会を小さな単位でということでございますが、現在、自主防災会は自治会を母体として結成された団体でございます。その中で、班ごとに編成をされて活動をされるような訓練をされているところもあるように聞いております。ですが、これから、現在24あります自治会で組織されます自主防災会に対しましても話し合いを持つとともに、また、残る23団体につきましても、今度指導ということになるかと思いますが、そういうふうな形で指導をしていきながら、小さな単位で活動、大災害に対応できるような対応にしていきたいと思っております。

○議長（河野）6番、斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木貞暁でございます。先輩議員がいろいろ質問され、町長さんがお答えになっておりますので、多少重複することをお許し願いたいと思います。

まず1つとしては、我が町の合併問題に関する町長さんのお考え方をお伺いいたしましたと思います。平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方公共団体の関係が、従来の上下・主従の関係から対等・平等の関係に大きく変化いたしました。分権型社会の実現に向けた改革が実行の段階となり、住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、住民ニーズに応じて行政サービスを提供する上で、中心的な役割を担うことが期待されております。

広島県では、このような流れを受けて、昨年秋、市町村合併推進要綱を策定し、県内を17の自治体に再編する基本的な合併パターンと、12通りのその他の組み合わせを市町村に示しました。このことを契機として、平成17年に合併特例法が期限切れを迎えることもあり、現在、県内各地で自主的な合併についての論議が盛んに行われている

ところであります。特に、江能4町や大崎上島3町では合併の機運が非常に高まっております。皆さんも読まれたと思いますが、昨日の6日の中国新聞にも、呉と下蒲刈が合併協議会をつくって、広島県では、単独自治体同士では県内初めてだそうです。そして、合併連絡協議会の事務局を開設したということが、庄原、比婆でございます。このように、マスコミが毎日、記事にならん日はないぐらい機運が高まっていると思います。

我が海田町は、県が示した基本的な合併パターンによれば、府中町、熊野町、坂町とともに都市圏拡大型として、広島市と合併する案になっております。また、第2案といふべきその他の組み合わせは、海田町、熊野町、坂町の3町合併案を提示しております。国や県は、合併市町村補助金や合併特例債などの財政的な支援措置や、県職員の派遣などを行って、合併を強力に推進する構えであり、また一方、今後ますます進む地方分権や少子・高齢化社会への対応、介護保険やごみ処理問題への対応などを考えれば、合併は避けて通れない時代の趨勢といえます。

我が海田町においては、長年、広島市との合併問題が論議されてきましたが、町民の意向を的確に把握できず、方向を決めかねたまま20年が経過しており、優柔不断の行政と言われても仕方がないのではないですか。

そこで、合併問題を論じるに当たっては、町民の意思が那边にあるかの的確な、そして町民の意思の的確な把握が大前提であります。そのためには、政治経済の状況など、合併をめぐる環境は年々大きく変化していますので、いろいろな資料に基づいて、今日海田町を取り巻く環境、置かれている状況などを的確に把握するとともに、合併のメリット、デメリットを町民にわかりやすく説明、提示し、町民アンケートの実施など、町民意思を踏まえながら早急に調査・研究を進めていくべきだと考えますが、合併問題に関する町長さんの考え方もお伺いしましたが、町議会の任期がちょうど今から4年あります。期限切れも、特例法が17年3月で全く一致しております。非常に都合がよいと思われます。一方、現町長の任期はあと3年であり、17年3月までにはもう一度町長選挙が行われるのではないだろうかと思います。私は加藤町長に申し上げたいんですが、あなたの任期中に決断されて実行される意思があるか、あるいは先日ご答弁になった、4年後を目指しますというご答弁をいただきましたが、再度あなたの任期中に決断してやっていただくような意思があるかどうかを、明解なる町長さんのご答弁をお願いいたします。

次に、海田港の整備についてお伺いいたします。皆さんご存じのように、海田湾と言われながらも、沿岸部のほとんどは私企業に占領されており、町民が気軽に海に親しめる環境ではありません。海田町の将来を考えると、とてもこのままではよいと思われません。そこで、遅まきながら、この際、海田港の整備計画を見直す必要があると思います。船舶が接岸できる海田港の岸壁の整備とこれに通ずる町道の整備、それに合わせてウオーターフロントの開発・整備を行い、美しく、活気のある、町民主体の海田港の構築と同時に商業的開発を図ることが大切であります。将来の海田町の発展を考えれば不可欠の事業であると考えますが、町長の考え方をお伺いいたします。

次に、仮称「ＪＲ山陽線の「東海田駅」新駅」の建設についてお尋ねいたします。

東海田地区には昭和３０年ごろから企業が相次いで進出、マツダ関連企業が多く立地するとともに、近年名称を改めた広島国際学院大学高等学校にも多くの生徒が通学しております。現在、東海田地区の人口はおよそ１万２千人を超えておりますが、地区外の公共交通はバス以外に手段がなく、通勤・通学や買い物などに海田市駅を利用するとすれば、延々と徒歩を余儀なくされるという状況であります。仮に、仮称「ＪＲ山陽線「東海田駅」新駅」が実現したとすれば、利便性が飛躍的に向上し、ちょっと多過ぎるかもわからんが、１日の利用者は私は８千人を超えると予想されます。町の発展に大きく貢献することは間違いありません。それゆえに、この新駅建設は東海田地区住民や通勤・通学をはじめとする利用者の悲願であります。この仮称「東海田駅」の実現までに幾多の困難が伴うものと考えますが、近くは中野東の例もあり、「東海田駅」新駅の実現に向けて仮称「東海田駅新駅建設期成同盟会」を結成し、推進していくべきであると思います。町長の考え方をお伺いいたします。

次に、ひまわり橋の活用についてであります。ひまわり橋は、私はすばらしいことを町長さんがやられたと思います。しかし、年１度のイベントぐらいで、平日はほうりっ放しの状況だと私は思うわけでございます。クリスマス、元旦にはイルミネーション、夏には夏祭りでレストランとか子ども向けのかき氷や冷やしあめの屋台を出すとか、また月に１回ぐらいはふるさと産品の即売会をやって活用すべきであります。加藤町長のお考え方をお聞きします。

５番、先ほども議員より質問がありました洞所山荘、貞福寺山荘（仮称）の建設についてでございます。海田町東海田東の谷、洞所山のふもとは洞所山荘を建設すべきであります。広島市東区牛田に神田山荘があります。これは、広島市が原爆被爆者のために

国、県、市の財政援助を受けて開設したものであります。海田町は人口わずか3万人の規模のため、小さな規模で温泉、レストラン、リハビリセンター、小さい舞台つきの広間をつくり、午前10時から午後8時まで開館し、宿泊なしで洞所山荘をつくってはどうかでしょうか。洞所は海田町で一番風光明媚なところで、先ほどおっしゃるように運動公園あり、キャンプ場あり、すばらしい場所で、ここに建設したらどうだろうかということをお願いするわけです。安芸農協や海田町で、第三セクターで高齢者対策の一環として取り組まれるべきではないでしょうか。海田町の行政も、高齢者に対する福利更生施設が他町に比べて遅れているのではないのでしょうか。どうしても実現していただきたいと思いますが、加藤町長のお考えをお願いいたします。

次に、海田町商業の生き方と活性化の取り組みについてお尋ねするわけでございますが、海田町の町内の小売商店の一部は、海田サティとか坂のフジに海田商工会の好条件のあっせんで出店されております。現在の海田町の商店街は自然発生的であり、空き店舗も続出している状況なので、よって海田町商業の活性化は大きく2つの問題に区別されます。1つは、交通システムを確立し、人の流れをよくして活性化を考えます。海田市駅前の立地がこの方法となります。海田町の小売業者が一致団結して協同組合を組織し、県と国の助成金である高度化融資無利息19年返済を受け、大型店と共同開発を行い、活性化するという考え方でございます。海田市駅から橋上通路を通って行けるショッピングセンターをつくり、海田町の玄関として、駅前開発事業は土地区画整理が進めば大きく発展すると考えます。これに対して加藤町長さんのお考え方をお聞きしたいんですが、先日の山岡議員のお話を聞きますと、対象者が、地権者が300名余りとおっしゃるのに、お集まりになった方がわずか15名と聞いて、私はびっくりしたわけですが、どうしてもこのショッピングセンターその他の実現には、私は、賛成の方の町会議員を含め、もっと熱心に、町長さんをはじめ担当者が家の前で、玄関で土下座するぐらい何回もお願いすれば、やはり15名しか集まらないということは真剣さがなかったんじゃないのですか。いろいろ90億もなんなんとしてやらなきゃならんのですから、どうしても。あの名前も、窪町というたら下へこう下がとるからで、水害が来たら大ごとなんです。せっかく町長さんが一生懸命頑張られたんですから、もう少し賛成議員も協力してやれば、私は実現可能だと思うんです、10年後に。そこらもあわせて、今、ショッピングセンターの問題で私の意見を言わせてまして、加藤町長のお考え方をお聞きしたいと思います。

次に、海田町の農業祭についてお尋ねします。去る11月26日、日曜日ですが、海田町の農業祭が行われました。毎年1回開かれるわけですが、海田東公民会で農産物の品評会があり、すばらしい農産物が多数出品されています。また、それに合わせて農協女性会がもちつきや実演販売などを行われ、好評であります。出品された農産物は、終了後、安く即売をされるわけでございます。それに対して町の予算がわずか15万円、安芸農協も15万円の助成で30万円で開催されます。これはやっぱり、海田町の町長さんもおあいさつにおいでになりますが、主体はやっぱり海田町でございます。農業委員会でございます。農協と同じように15万円出してというようなことは、私は考えてもらわなきゃいけないと。海田町には耕地、農地がまだまだたくさん残されています。農業振興のため、もう少し追加予算で事業予算を増やし、実行していただくべきではないでしょうか、加藤町長のご答弁をお願いいたします。

次に、海田町の行政改革について一言触れておきたいと思います。今、海田町には建設部の中に産業課とか産業係が併設されておりますが、私は、独立して産業部をつくるべきではないかと。商工業観光の発展と農業振興のためにも、農業振興課とか商工観光課を設置すべきである。残念ながら海田町には、町長さん、観光協会がないわけです。すばらしい遺跡、古墳がある海田町が、その面については非常にそういう部制とか課によって衰退しておるのではないかと思います。ある先輩の議員さんが、ある企業は過去1億円の税金を海田町に納めておるんだと、それが大変な状況になっておると言いました、企業の固定資産税、家屋とか工作機械、工場敷地に対する納税額は多額であると思います。なお、先日、中国新聞に出ておりましたが、広島ガスの跡地をどのように活用するかということも、町長さんはお考えになつてよろうでございます。それにもやっぱりそういう産業部を独立しておやりにならなければだめではないかと思うんですが、海田町長の明解なるご答弁をお願いします。

それから、次は、放置された隔離病舎についてでございます。町長さんね、三迫川のそばを、海田東小学校の前を通り、三迫橋を渡ったところに国際学院大学の付属高校、もと電機高校の別館、新しい校舎があります。戦前、戦中、戦後を通じて約60年ぐらい前に、奥海田村が隔離病舎として建てたものであります。現在は全然使われないまま放置されて、鉄さくで囲まれております。植木でふさがれたままになっていると。三迫橋から高校入り口までは通れるが、先に述べたように鉄さくで通行どめになっております。そこを私は、小公園として整備し、国道2号線とつなぐべきであると思います。こ

れが実現すれば、三迫川はきれいになり、小公園で風景も一変し、美しい町になると思いますが、現在の海田町政はこれでいいのでしょうかと。このような道路を鉄さくで囲んだまま放置するということは、皆さん非常に困っておるんじゃないでしょうかと。加藤町長は、一体これをどのようにお考えになっているか、お考えを聞きたいと思います。

次に、先ほども原田議員から質問で、町長さんをはじめご答弁いただきましたが、東海田西・東の地区の山間地の開発についてであります。先ほど申しましたように、東地区の洞所山のふもとを中心に運動公園、キャンプ場が着々と整備され、道路の拡幅が進んでいます。しかし、キャンプ場は無人状態であり、運動公園とあわせて管理人を置くべきであります。私は、先ほども都市整備課長から聞きましたように、町長さんの答弁で安心したようでございますが、私はもう少し早く、3カ年計画を示してもらいたい。西地区の山間地開発は東地区に比べて遅れております。西地区の山間地開発も3カ年の事業計画を作成し、早く取り組んでいただきたい。

1つとしては、先ほどもご答弁いただいたり、質問があったように、山のふもとに西地区と東地区の巡回路を設置すべきではないかと思います。

2つ目は、本当にこの貞福寺霊泉跡と、また古墳があるわけですが、これだけすばらしい、海田町には遺跡として残っておるわけです。温泉とあわせて、もう一つの古墳は、串掛林道の話が再々出ましたが、串掛林道よりおりたところにまた古墳を文化財として保存し、観光コースの一つにしてもらいたい。海田町に教育委員会があり、社会教育もあるんですが、これが草ぼうぼうと放置されておる。案内板も入り口にない。それでいいんだろうかと。教育行政、社会行政について、私はお尋ねしたいと思います。

3つ目は、西地区の奥の畑の谷へ早く海田町の公共施設をつくって行って、開発促進を一日でも早くやってもらいたいと。

次に、町長さんへ陳情が再々あったと思いますが、地元の議員さんもよく聞いておられると思いますが、6メートル道路が小西家と助田家でとまっており、6メートル道路を奥の畑の谷まで延ばし、定期バスが通れるよう3年計画ぐらいで完成してもらいたいと、町長さんの明解なる答弁をお願いいたします。

最後に、山畝地区の道路整備についてであります。現在、畝1丁目、2丁目の山畝地区は道路も狭く、行きどまりの道が多く、消防車も入れない状態であります。このまま放置してはならないと考えておるわけですが、山畝地区には128世帯の人々が大変不便を感じられておるわけです。そこで、畝の役場道を整備し、それと連動する横断道路

を山畝地区の上側に通し、6メートルの道路幅の巡回でできる道路を整備すべきではないかと考えておるわけですが、大変なことでありますが、広島市へ合併すれば都市計画税が要るわけですが、今ではなかなか海田町の町民は理解できませんから、そこらを十二分に資料を出して、あれもやれ、これもやれ言うても財源がないわけです。先日、町長さんや財政課長にお伺いしますと、都市計画税を取るようになると、海田町で収入が4億5千万から5億入る。そういうようなことで、メジロ押しに駅前の土地区画整理の再開発とかいろいろの問題は、私は、たくさん議員さんがあれもやれ、これもやれ、どうなっとなるか言いますが、今の財政状況では大変ですから、そこらを町民が納得いくような、十二分に説明をされて、将来、考え方を変えなきゃいけないと思いますが、これは要望ということとして、私の意見としてとらえてもらいたいと。以上、私の質問はこれをもって終わります。ありがとうございました。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）斎木議員 11点のご質問でございます。まず初めに、1点目の合併についてのご質問にお答えをいたします。平成8年1月、本町で申し入れをし、合併問題について調査・研究を行うため、広島市・海田町合併問題検討会を設置いたしました。検討会で調査した項目について、平成10年5月に合併問題検討資料を住民にお示しをしたところでございます。事務レベルでは、引続き平成10年8月に広島市・海田町合併問題等調査研究会を設置し、合併に関する資料の収集や調査・研究を行っております。今後、合併特例法の期限であります平成17年3月31日を視野に入れ、議会の皆様や町民の皆様の意見を聞きながら方向を決めたいと考えております。

また、その中で、町長在任中に合併するかというご質問でございますけれども、これは私が在任中にするとか、あるいはできないとかいうものではなくして、17年3月31日という特例法の期限切れがございます。そういう中で、昨日も住吉議員さんでしたか、議会の方も何か特別委員会を設置されるというようなこともございます。議会の皆さん方のご相談を申し上げながら、そして町民の皆様の意向を踏まえながら、これからこの合併問題について精力的に取り組んでまいりたいと、こういうふう考えておるわけでございます。

次に、海田港の整備のご質問でございますが、本町の臨海部の見直しについては、第3次海田町総合基本計画や海田町都市計画マスタープランでもその必要性をお示しいたしておるところでございます。そのため、本町では本年度に、臨海部を対象として広域

的かつ長期的視点から、土地利用、都市機能、立地のあり方について検討を行い、海田町臨海部土地利用転換構想を策定することといたしております。現在、構想策定の実務協議を広島県地域振興部としているところでございます。

3点目の新駅の建設についてのご質問にお答えをいたします。海田市駅と安芸中野駅の間の新駅については、昨年策定いたしました第3次総合基本計画でもJR新駅の検討の項目を挙げております。新駅を設置するのが望ましいことは十分認識しておるところでございますけれども、新駅を設置する場合の条件として、新駅の経費が賄えるだけの新規の利用者が見込まれる必要があるなど、現状ではJRが採択する上での諸条件をクリアするのは困難であろうかと、このように考えておるところでございますが、今後、社会情勢等が変化をし、新駅を設置しやすい状況が生まれれば、設置について検討を進めてまいりたいと考えております。

ひまわり大橋の活用のご質問にお答えをいたします。ひまわり大橋の活用についてでございますが、元気のいい海田町のシンボルとして整備したものでございますので、交通の支障にならない範囲で、住民の皆様のアイデアで多様な活用をしていただきたいと、このように考えております。

高齢者の福利厚生施設として、洞所山のふもとに温泉、レストラン、リハビリセンター等の施設を備えた山荘を建設したらどうかのご質問にお答えをいたします。ご承知のとおり、洞所山のふもとに整備してまいりました海田総合公園の第1期整備区域14ヘクタールが完成をし、この4月にオープンしたところでございます。この広大な敷地を持つ公園は、休憩ができる機能を有した管理棟を拠点に、あずまやなど多数の休憩施設を有しており、高齢者の方々を含めた住民の皆さんが多目的に利用できる施設として整備をいたしております。とりわけ、管理棟の室外デッキからは海田湾が一望できる、また中央ホールは厨房設備を整備して、飲食の提供ができるレストハウス機能を持たせておりますので、高齢者の憩いの場として利用ができるものと考えております。また、海田総合公園を住民の憩いの場として定着させるためには、これからもソフト、ハードの両面において、様々な工夫を凝らしていく必要がございます。議員ご提案の洞所山ふもとへの山荘整備構想につきましては、大変貴重なご意見として受けとめているところでございますが、当面、現在の施設の中で高齢者の皆さんが憩えるよう工夫をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、海田町商業の生き残りと活性化の取り組みのご質問についてお答えをいたしま

す。商業の活性化とその取り組みでございますが、平成11年度に、駅前を含めた地域について、市街地の整備とあわせて、商業の活性化を図るための中心市街地活性化基本計画を策定いたしております。この計画を現実のものとするためには、商業の活性化に取り組む民間の組織であるTMOの設立がキーポイントとなることから、桑原議員にお答えいたしましたように、幅広く人材を求めるとともに、商工会を含めたいろいろな方々と話し合いを進めてまいりたいと、このように考えております。

海田町農業祭のご質問についてお答えをいたします。海田町農産物品評会は、本町の農産物の生産実態を広く町民の皆様に知っていただき、また農家の皆さんの生産意欲の高揚を図るために、平成4年度から、海田町農産物品評会実行委員会が主体となって開催をしているものでございます。ご指摘のように、毎年多数の農産物が出品され、また、もちつきや野菜の即売など、多くの町民の皆さんに好評を得ているところでございます。開催に必要な経費につきましては、町の補助金が15万円、安芸農協からの協賛金15万円が主なものでございます。ご承知のように、農業を取り巻く環境は大きく変化をいたしております。海田町におきましても都市化が進み、農地も減少傾向にあります。また、農家の皆さんも高齢になり、担い手不足など農業が難しい時代になっております。このような状況の中で、出品される農産物の数もいささか減少してきておるように思います。今後、農産物品評会の開催のあり方などにつきまして、主催者である海田町農産物品評会実行委員会と検討を重ね、新しい方向性を見出してまいりたいと考えております。現時点では予算の範囲内での開催を考えておりますので、ご理解をいただくようお願いをいたします。

行政組織機構の見直しの質問についてお答えをいたします。産業の育成のための産業部を独立させるべきではないかとのことでございますが、町の組織機構につきましては常に見直しを行い、町政を総合的かつ効率的に推進できる体制に整備することが重要であると考えております。本町では昨年10月に機構改革を行い、政策課題に対応できる組織に改正してまいりました。産業部につきましては、将来的には検討する時期があるかも知れませんが、今の段階では部として独立させることは考えておりません。

放置された隔離病舎についてのご質問にお答えします。放置された隔離病舎につきましては、この建物は企業用地と堤防敷にまたがって建築されていると思われますので、今後、企業や県の担当部署と撤去に向けて協議し、町の美化に努めてまいります。また、跡地利用についても、県と協議しながら検討をしてまいります。

次に、東・西、これは三迫地区の山間地開発計画のご質問についてお答えいたします。
まず、海田総合公園キャンプ場への管理人の配置についてでございますが、第2期事業でキャンプ場を有料施設として再整備する予定にしております。管理人の設置も必要であると思っておりますが、当面は管理人を置く予定はございません。

次に、東・三迫地区の山間地の開発についてでございますが、総合計画でも整備構想を掲げており、具体化に向け、地元の皆様の意見も拝聴しながら検討をしてみたいと思っております。ただし、3カ年という計画スパンで入り切るようなレベルの問題ではなく、かなり長期的な目線で検討する必要があると、このように思っております。また、地元地権者の方々の意思も十分把握する必要があり、慎重に取り組むこととしております。

次に、6号線の延長についてでございますが、現在、三迫2丁目まで6メートルの幅員で改良してきており、引続きその先についても改良を進める予定でございます。現在、ルートを選定、終点の位置、接続道をどこにするか等、地元の方々も交え、検討をしているところであり、早期に実施したいと思っております。

山畝地区の道路整備のご質問についてお答えをいたします。山畝地区の道路整備については、ご存じのとおり、土地の所有関係が大変入り組んでおり、容易に手がつけられない状況にあります。現在、これら権利関係、所有関係等を整理するにはどうしたらいいのか、内部検討を指示しており、ある程度見込みが立った段階で、道路整備や区画の整備もあわせた計画づくりにして、地元の方々と協議をしたいと、このように考えております。ご質問の連動する横断道路や周回道路につきましては、山畝地区の道路整備計画等が明確となった段階で検討をしてみたいと、このように考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）関連質問を行いたいと思います。合併問題で、その結果が早くやった方がよかったか、今度の4年後によかったということの問題はいろいろ論議されると思いますが、町長さんがはっきり、地域社会のムード、海田町の状況から、期限切れの平成18年にはやりたいと、やると言うんではなしに、そういう方針を述べられただけで大きな前進でございますが、今回だけは誤られちゃいけないことは、当時、平岡市長や実力者の福島助役あたりとお話をしたときに、何とか多少の設備や何かするのに多額の経費を出すからというような話も聞いて、例えば、町長さんね、東海田駅の新駅はかなり

の経済効果があるんじやが、若干無理じゃとおっしゃるが、もっと勉強してもらいたいと思う、調査を。それで、前からこれはいろんな角度で都市計画でやられたと思うんですが、やはりあのとき合併しとれば、1億や、2億や、3億や、5億のものは大きな広島市が持ってきとるんじゃないかと思います、持ってく言うんだから。それはまあ今から考えりゃ合併しなかった方がよかったとか、した方がよかったという、これは論議は要りませんが、今回だけは、町長さんは町の最高責任者だから、あっちへええことを言い、こっちへええことを言う、優柔不断であってはいけないと思うんですよね。しかし、最後は、私は町民投票で実施してもらいたいという気持ちがあるんですが、優柔不断の気持ちからちょっと町長さんが前進していただいたことは、この議会で非常に感謝しておるわけですから、ひとつ最後はよく説明されて、最後は町民投票に持っていてかれて実行してもらいたいというのが合併問題の考え方であります。

2つ目は海田港のことですが、私らはね、皆さん、町長さんね、こまいときには明神さんがあって、随分あっこへ行ったもんです、お祭りには。今はもう、テントとシートをかぶって、朽ち果てて草ぼうぼうなんです。そして、町長さんが管理しておる、かき殻が海田町の突堤に皆ぶち込まれておるんです。へりには資材を置いたり、草ぼうぼうですよ。私はこれが、海田町さんはもっと信念の答弁をしてもらわにゃいけん、悪かったら悪かったという。あそこへ町長さん、行ってみなさいや。建設産業委員会も視察に、わしは案内しようと思うと。そういうようなことが現状ですから、やっぱり町長さん、よく考えていただきたいと、ご答弁は要りませんから、要望にとどめておきたいと思います。

それから、新駅の問題は町長さんと私らの見解が違いますが、これをやろう思うたら、例えば中野東駅期成同盟会の副会長やなんかと話をしますと、近隣の町の方は積立金が1千円で3年間3万6千円。当時非常にまだ企業がよかったから、やっぱり広島市も思い切って出すし、企業も出したと思うけど、まあ経済状況が違いますやろ、町長さん。しかし、私らが子どものときに30分、海田駅へかかった。なかなかおやじが自転車を買うてくれませんかね、途中買うてくれましたが。やはりあの電機高校の生徒が、海田市駅あるいは中野東駅へ降りて、どんどん歩いておる。1,600人、あっこにおるんじゃないでしょうか。私は、成算がないことはないし、もう一度再調査していただきたい。これはまあ要望事項ですから、町長さんね、お願いしたい。見解の相違があるようですからそのときに、瀬野の駅の近くの人が、何、わしが瀬野へ行く言うても、広島駅

から瀬野の駅は高くなるが、中野駅と東中野駅、料金が同じで、寄附せん人がどんどん中野東駅をして、あそこは本当に商店街とか一気に様変わりしておりますから、そこらもよく調査してもらいたいと。

次に、非常に私は、町長さんのご努力と運動公園のために、東地区は、あの谷は随分道路も確保されておるが、西地区が、ちょっと山間地の開発が、町長さん、遅れておると思うんです。それで、やっぱり私は、3カ年計画を立ててあげて、やはり山間地に対する開発というものは重点的にやっていただきたいと、これを要望しておきます。これは答弁、要りませんから、そういうことでございます。

先ほど申し上げましたように、ひまわり橋は、町長さんのご答弁でもっともっと活用できると思いますが、広島市は、禁止された、夏は太田川の辺に全部レストランとかあれを出さすんです。だから、中央通りの大きな道路の分離帯には、やっぱりレストランも出させて、ビアガーデンをやって、時代が変わったんですから、海田町の感覚を、せっかく町長さんの英断と決断であのひまわり橋ができたんですから、もう一度検討していただきたい、これも要望でいいですからね。

次に、やはり本当にこの自然発生的な海田町の商店街は、もうだめになるんですよ、これ。やはり人工的な、幸い駅前開発があるんですから、国の高度化資金を、建設部の担当か知りませんが、商工会と一体となって、零細商店が生き残れるようお願いしておきます。

次に、農業祭のことで、町長さん、それは私は納得できない。海田町が農業委員会主催で、安芸農協と同じ金額で、30万円であれだけの大行事は、かなりの勤労奉仕、仕方がないような勤労奉仕があるわけですから、9月の定例議会で、今回の6月は追加予算が余らないのが慣例ですから、9月に再検討をしておきたいことを、これも要望としておきます。

やはり商工観光課とか、課長がおるとか、係がおるとかいうことでないとなかなかできんもんですよ。やっぱり広島ガスの会社跡地の問題が、どのように町の意向あるいはガス会社の意向、近隣がこれの再開発によって、海田町は物すごい変わってくると、町長さんのお考え方もそういう構想に乗っておられますが、これも全力を挙げて、あの跡地で一部残る問題をお願いしたい。これも要望で結構でございます。

それから、山畝地区の消防車が入らん問題については、非常に前向きなご検討をさせていただいてありがとうございました。私はすべて要望をお願いして、答弁は要りません

ので、町長さん、頑張ってもらいたい。以上で議長、終わります。

○議長（河野） 9 番、宮坂君。

○9 番（宮坂） 宮坂です。2 点ほど質問をします。よろしくお願いします。

まず 1 点目、町のホームページの充実をということで。IT 革命と呼ばれる昨今ではありますが、我が町海田町においては、他の自治体に比べてかなりの遅れをとっているのではないかと思います。海田町のホームページを開いてみれば、それが瞭然としてうかがえるのではないかと思います。その内容の乏しさは、海田町を知る方、また海田町を訪れようとする方、すべての方ががっかりする内容ではないかと思います。イベント紹介のページを開けば、既に開催期間の終わったものが多く見受けられます。施設の紹介のページを開けば、単なる紹介の文言が目に入ってきます。私たち議員も他の自治体に視察に行ったり、また訪れたりしますが、ホームページの充実している自治体には、町の概要が既に訪れる前から情報として私たちの方に得られるので質疑に入りやすいし、何よりもまず、初めて訪れる、あるいは訪問される町という感じがしません。ただ、私自身がそのホームページというものをまだ開いていないし、町も研究段階であるということもわからなくもありません。ただ、海田町の PR であります。写真や動画をもっと取り入れたものにする考えはありませんか。

また、ホームページを開くと、今までのアクセス数というのが表示されませんが、海田町のホームページにどのくらいのアクセス、訪問者があったか、また E メールでの投稿がどのくらいあって、その内容がどういったものであったか、その内容を公表する気はないのか。あるいはまた施策について、今後の町の方向性、そういったことに関してのアンケートを、ホームページを通して行う気はありませんか、質問をします。

2 点目、施設の有効利用をということで。海田西コミュニティーホームについては検討委員会を立ち上げて、町民から広く意見を聞いて活用方法を検討されており、それは期待するものであります。ただ、町内にはほかにもっと有効利用できる施設があるのではないかと思います。例えばの例で出させてもらいましたが、海田小学校内にあるクラブハウスであります。年間の利用日数、その目的はどのようなものがありますか。利用頻度が少ないようであれば、そのクラブハウスの近隣の自治会に管理をさせてというか管理をしてもらい、地域に有効利用をしていただくことはできないでしょうか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） 宮坂議員のご質問 1 点目につきましては私から、2 点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1 点目の海田町のホームページの充実のご質問についてお答えをいたします。海田町の情報化は、第 1 段階の基盤整備がおおむね完了した段階であり、ホームページをはじめとした文書の電子化について、他の自治体に遅れをとっているのではとのご指摘でございますが、一応ご指摘のとおりであろうかと、こういうふうに思っております。今後は、職員の技術向上を図りながら文書の電子化を進め、ホームページなど、情報を積極的に公開する体制を整備していくこととしております。また、住民参加型のホームページづくりも検討しており、ご質問にあります、写真や動画などを取り入れた、見た目にわかりやすいホームページの作成に努力をしていきたいと、このように考えております。

さて、ホームページのアクセス件数ですが、これまでに 1 万 4 百件のアクセスがありました。この数字はサーバーの管理に必要なアクセスを含んでおりますので、住民が実際にアクセスした件数はこれより少なく、9 千件程度と考えております。内容で最も多かったのは情報の提供を求めるもので、次に要望や苦情に関するものなどがございます。内容を公表しないのかというご質問についてですが、メールの投稿は住民から行政に対して送られてきた手紙であり、公表することを目的に送る掲示板への書き込みとは違いますので、メールの内容を公表することは考えておりません。

なお、掲示板については、住民と行政の対話を公開する手段として有効なものと考えておりますが、様々な問題を含んでおりますので、現在、検討を行っておる段階でございます。

施策についてのアンケートをホームページを通して行うことについては、非常に有効な意見の収集方法であり、ホームページ上に意見の投稿フォームを作成するなどして、今後積極的に活用するよう考えております。また、意見の収集だけでなく、より多くの情報が収集できるホームページを目指し、町内の企業や団体へリンクする情報中継基地として、また海田町の情報拠点として、ホームページの充実を図るよう検討してまいります。

2 点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（李木） 施設の有効利用に関するご質問にお答えいたします。

平成 12 年度のクラブハウスの利用日数でございますが、63 日でございます、利

用者は10,977人でございました。このうち、近隣の自治会が6回、子ども会が7回で、361人でございます。クラブハウスは学校施設として管理しておりますから、学校施設開放の一施設としてグラウンドと同様に、自治会をはじめ広く町民の皆さんに利用いただいております。現在、近隣の自治会から管理について特に要望はございませんが、施設の利用効果をより高めますために、今後その活用方策につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）再質問させていただきます。まず、ホームページの件なんですけれども、昨日の西田議員さんの質問にも答えられて、内容の質、それから量も不足しているという答弁は昨日いただいております。それで、私、不思議に思うんですけれども、その認識があるのに、どうして着工ができないのかということなんです。今の技術というか能力があれば、もう既にすばらしいホームページを開いている自治体がたくさんあるわけなんです。そのことをもう執行部、町長も認識されているのに、いまだホームページが開設された当時のまんまで来ていると。そこのところの食い違いが、もう認識されているのに実行に移っていない、そこのところがわからない、それがまず1点。

それから、これはあくまでも町の職員でやろうとされているから、充実したものができないのかということを知りたい。それが、これ考え方なんですけれども、町の職員ができることは当然町の職員がやればいいんですよ。例えば、予算委員会なんかで委託料が多い、多いて言われるから、なるべくじゃ町の職員でやろうかということ、それは当然いい傾向なんですけど、町の職員でできることはしなさい。ただ、町の職員ができないことは当然委託に回した方が、結果的にいいものができるということの認識をわかってほしい。昨今、町の職員で何でもやっているから、反対に、はたから見ればというか町の職員から見れば、経費の節減になっているのではないかというふうにとらえるかもしれないけれども、反対に、そのことによって町の職員の人件費がかかるわけであって、そのことによった費用対効果の面である程度考えていかないと、すべてに関してがちょっとおかしい方向になっていくのではないかと、そんなふうに考えます。例えば昨日、山岡議員の答弁で町税、夜間徴収ですね、臨戸徴収の件なんかでは、当然、幹部職員の意識向上、そういった面でよかったと。私もそれはよかったと思います。くどいようなんですけど、そういった意識の面と反対に効果、費用の面、そういった面でも考えていく余地が当然あると思います。そこのところの答弁がもしできればお願いしたい。

それから、施設の方なんですけれども、これはもし、今のところ近隣の自治会から要望がないということだったんですけれども、要望の声が上がってくれば、それ以上の検討ができるのかどうかという。今検討されるって言われたんですけれども、要望があれば今以上の考えを持ってやられるかという答弁がいただければお願いします。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（木原）ホームページについてのご質問でございますけれども、開設されたままの状態であるという状態がどの状態を指されておるのかちょっとわかりませんけれども、現実には各課の内容であるとか、その辺の情報もかなり入れてきております。学校関係もホームページを開設されております。これは開設当時ではなくて、この半年ぐらの間にも開設をそれぞれして、学校紹介、教育方針などもこの中で紹介をするということで開設をしております。

また、町の職員でできなかったらということで、委託ということも考えられるのではないかとということで、現実にはアウトソーシングについては内部で検討をしております。できない部分をどのように委託で回せるのか。また、それと、職員の資質向上というのは、担当係員の資質向上だけでなく、各課、各部における情報をもっと的確に電子化できるように、各セクトでそういう電子化に向けての職員の養成が必要であろうということで、今年度、職員参加プランということで職員の資質向上という研修項目を総務課と一緒に研究をするように考えております。そういう意味で、トータルで、今日、明日というわけにはいきませんが、電子化に向けて職員の養成、また住民参加のホームページ、そして、できない部分についてはアウトソーシングも考えながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、1点目ちょっと漏れたかもわかりませんので、現在のホームページではアクセスしたカウントは出るようにしております。それから、Eメール等でご要望をいただいていた、情報をいただいているのは、現在のところ少ないんですが42件というふうになっております。以上でございます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）海田小学校内にありますクラブハウスでございますが、ご指摘のように、このクラブハウスの活用について十分であるかということを考えてみますと、正直申しまして不十分であろうというふうに認識をいたしております。今、地域の方からそういう管理について要望があれば考えるかという再質問でございますけれども、そうい

うご要望があれば、それもあわせて考えていきたい。また、教育委員会としまして、このクラブハウス、もっと複合的な利用の仕方、それを考えながら、今後の有効利用を模索していきたいというふうに考えております。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）先ほど再質問で言い忘れたことがあったんで、すいません、これ提案として今後考えられるかどうか。ホームページの件で、ホームページで町の施策に関するアンケートの件をいろいろ検討していくという答弁をいただいたんですけども、そういった中で、先ほど来出ている、例えば合併問題等でも、そういった意見を聞くだけであれば、ホームページでどんな意見があるかなという意見がどんどんどんどん入ってくると思うんですよ。合併問題のことを出しておけば、アクセスされた方が9千人のうち四十何件というEメール、投書があったらしいんですけど、その件に関していろんな意見があると思うんで、それは当然反対、賛成、どうでもいいという意見があると思うんですけど、その件に関しても、どうですか、ご意見があればお願いしますという欄をつくっておけば、またいろんないい情報が入ってくると思います。その点を、これはもし返答ができるのであればいただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）町長の答弁でも申しましたように、住民の方々のご意見を承る方法としては非常に有効な方法であろうかと思っておりますけれども、住民にどういう設問でお答えをいただくかというのは、様々な条件の設定であろうかと思っておりますので、今後そういう点につきまして内部で研究をしてまいりたいと思います。

○議長（河野）12番、前田君。

○12番（前田）12番、前田であります。危機管理ということについて尋ねてみたいと思います。この件について、過去に図書館において同様の盗難事故があったと記憶しております。その都度、危機管理、またその事件の内容について、このような事件がありましたというような内容を含め、通達を出していると思いますが、なぜ同じ場所で2度も同じような事件が発生をするのか、我々には非常に理解しにくいのであります。また、町長の行政報告にもありましたように、東公民館に始まって、わずかな期間に4件も連続して盗難事故が発生しております。この事実について町長はどのように考えるか。それから、まず通達を出していると思うわけですが、通達を出しておるのなら、なぜそれが生かされないと思うか、これについてどのように考えるか、また、出先機関の

職員の教育がどのようになっているのかを尋ねてみます。

また、図書館、公民館は、現在行われている警備は戸締まり、いわゆるかぎの施錠、解錠のみとなっております。そこで、この4施設を含めた施設に機械警備を行わないかということでもあります。過去に、四、五年前と思われますが、東小学校においても金銭の盗難事故が発生しております。現行の警備の方法ではだめなんではないか、また、だめであるということの証明でもあろうかと思えます。同じ施設において2度もそういう盗難事故が発生するということで、再度繰り返しますが、学校を含めた全町有施設を機械警備に変える考えはないかということでもあります。

次に、緊急時の対応についてということで尋ねてみます。この件についても、町長の行政報告にもありましたように、マイマイガの幼虫というか、すなわち毛虫であります。近隣の町村はもとより全県下的に異常発生したことは承知のとおりであります。そこで、通告書には書いてはありませんけれども、町長は1カ所でもこの現場を見たのか、まず尋ねてみたいと思えます。私のところにも何件かの苦情というかその対策について要請がありました。最初、住民より町に対し、いろいろ要請をしたようでありますが、個人の土地であるとか個人の樹木であるとかということで、なかなか対応がしてもらえなかったというようであります。私がお願いというか相談をしたところ、福祉保健部長あるいは保健センター所長がみずから先頭に立ち、その対応というか、薬剤散布等を行っていただいております。まことに手際のよい迅速な対応であったと思えます。これこそが住民本位の行政であらうかとも思います。

そこで、町長も、このような事態が来年も起きるであろうと行政報告でまた予測しております。昨今の高齢化の時代、こういうふうになって、民間においてなかなかその対応は、個人ではできないものと思えます。そこで、町職員による対応を、対策を考えないかということでもあります。また、その町職員において対応することが迅速で一番いいのではないかととも思います。そのためにはいろいろな設備も必要であらうかとも思います。そこで、高圧による散水器というか、放水銃式のようなもので、道路より樹木の先まで10メートル、20メートルぐらい飛ぶようなそういう機械を購入して、広い範囲の薬剤散布ができるようなことを考えないかということでもあります。

また、このような機械により薬剤を散布すると、当然にその薬剤をかぶったり、霧状のものが作業員の体にかかったりすると思えます。そこで、現在ある環境センターの風呂とか、いろいろ利用もあろうかと思えますが、14年度でそれがなくなるようになって

ております。そのため、職員用にシャワー室とか浴室等をつくって、そういう緊急事態に対応する考えはないかということであります。

3点目には、建設業界との提携というか連携についてお尋ねします。先ほど来いろいろ出ておりますが、災害問題で、最近の大災害がいろいろ続いておりますが、神戸から鳥取に始まって最近の芸予地震と、このようなことの大災害が今後も発生すると予想されるものであります。このようなとき、住民個々では何らの対応もできないと考えます。このたびの芸予地震では、呉市が市の指名業者というか指定業者に地区割りをして、各家庭より排出されるガレキ等の排出、片づけを業者をお願いし、迅速な対応をしたと、そのように聞いております。業者は、また定期的といいますか、常時その地区を巡回し、出されたものを片づけたと、このように聞いております。災害が広い範囲にわたると、近隣の土木業者に応援を頼んでもなかなかその対応ができないと思います。恐らくその業者の地区にも災害が及ぶとなると、海田町をお願いするというか、よその自治体の救援まではなかなか手が回らないのではないかと思います。

そこで、本町が発注するいろいろ土木建設工事を、本町の業者に合うような形で、例えばこの後に出ております、承認案件にも出ておりますが、蟹原の下水工事等、本町の業者ができるような内容のものは細分化して、幾つかに分けて本町業者に発注し、日ごろより本町業者を育成し、そして、こういう緊急事態にいち早く出動できる態勢をとるべきではないかと思えます。このことがまた住民サービスにもつながるのではないか、このように考えますが、町長の考えを問うものであります。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）前田議員ご質問3点でございますけれども、1点目につきましては教育委員会から答弁をさせます。2点、3点目につきましては私から答弁をいたします。

緊急時の対応の質問に対しまして答弁をいたします。1点目の毛虫の異常発生への対策の質問につきましては、先ほど行政報告でもお話をいたしました。5月の連休明けごろから、畝、砂走地区及び国信から東地区を中心に、住民の方から異常発生への情報、駆除方法の問い合わせが多数ございました。町といたしましては、駆除方法を広島農林事務所等に問い合わせをするとともに、現地調査等を実施して、公共的な場所等を中心に5月11日以降、合計5回、駆除剤の散布を実施いたしました。散布箇所は砂走、国信、東地区の合計8カ所でございます。使用した駆除剤は、農作物、環境等を考慮するとともに、下流が上水道の水源になっていることも考え合わせ、人体及び農作物に対する影

響の少ない薬剤を使用いたしました。このほか、自治会長、公衆衛生推進委員を通し、原則として自治会単位で噴霧器の貸し出しや薬剤のあっせんを実施してまいりました。来年度も大量発生する可能性がありますので、今回の経験を踏まえ、関係機関の助言を参考に、貸し出し用電気噴霧器の購入、効果的な薬剤の選定等、対応策を十分に検討してまいりたいと考えております。

また、2点目の職員において即時対応できないかのご質問でございますが、職員で対応が可能な部分につきましては、即時に対応してまいり、今後もそのように対応してまいりたいと考えております。

また、町長は一度でも現場を見たかと、こういうご質問もございましたけれども、これは総合公園で現実に噴霧器を使って消毒をする、その消毒器というのが私も今までに余り見たこともなかったもので、現実にそれを使って消毒をいたしておるところを見て回っております。

3点目の緊急出動、緊急の作業を行った職員のためにシャワー室、浴室をつくる考えはないかのご質問でございますが、現在、庁舎の宿直室内にシャワーのついた浴室がありますので、そこで対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、建設業界との連携のご質問についてお答えをいたします。災害時に建設業者の応急出動を考えていないかというご質問でございますが、災害時において町が対応すべきこと、また住民の皆様にやっていただけること、さらにボランティアの力をかりて行うことの範囲を考えていく中で、専門性の高い建設部門での対応策等について、建設業界の皆様に支援をいただく体制を検討してまいりたいと、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

1点目につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）危機管理に関するご質問についてお答えをいたします。今回の連続して起こりました盗難事件につきましては、大変ご心配をおかけいたしまして申しわけなく思っておるところでございます。事件の発生のたびに、学校を含めまして町の施設に対しましては、注意を呼びかけるとともに、文書あるいは口頭により指示・指導をしてきたところでございます。しかしながら、その都度、事件の都度、現金が被害に遭ったことを考えますと、危機意識とともに、この指導の十分な面がなかったという問題点について深く反省をいたしておるところでございます。

今回の一連の事件におきましては、いずれの施設も、施錠は完全にされていたにもかかわらず盗難に遭っております。これらを考えますと、現金等の適正な管理を一層徹底させることは当然のことでございますが、あわせて機械警備についても導入していくという方向で、方向性を固めたところでございます。今議会に、公民館、児童館等15施設に関しまして、機械警備の実施のための補正予算をお願いしておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）ここで暫時休憩をいたします。再開は1時。

~~~~~○~~~~~

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。前田議員の再質問からです。前田君。

○12番（前田）それでは、今の機械警備ということでひとつ再度お尋ねしますが、ちょっと聞き漏らしたんで、16カ所とかいうことで補正予算も出しとるということであつたんですが、箇所はそれとして、1つだけ。学校、いわゆる6校ですか、これも入ってるかどうかということですね。もしそれが入っていないとすれば、どのように考えておるか。先ほども言いましたように、東小でも過去に四、五年前、こういう盗難の事件が発生しておるということで、この辺の考えをひとつ。

それから、いわゆる業者との連携といいますか、提携ということについてですが、さきの、もう二、三年前になろうかと思いますが、これも一応質問しておりますが、広島市なんかは、広島市内にあるいわゆる本店を持つ業者、あるいはまた支店を持つ業者以外是指名をしないんだと、要するに営業所とかいうような業者については指名はいたしませんと、こういうことで、受注の範囲うんか指名の範囲を物すごい絞っておるわけですね。昨年も、ご存じのように、海田町、2社ほど不幸なことになっておると。そういうことで、だんだん業者が少なくなると緊急の事態に対応できない。それで、日ごろからそういう地元業者の育成ということで、昨今のこういう受注難のときに少しでも協力してはどうかということで、地元業者に、先ほども言いましたように、地元業者の手の合うような形のものにできるだけつくって、例えば推進工事とかいう特殊なものになると無理だろうとは思いますが、開削工事なんかは、下水の場合、かなり手に合うんじ

やないか。それを適当に区切って、そして少しでもそういう受注の機会を与えて、育成というか育てとくというのもおかしいかもわかりませんが、そういうことに日ごろからつき合いをしておくことによって、緊急事態に無理が言えるのではないかと。平生いじめておいて、緊急事態になって助けてくれと言うても、業者もやっぱり人の子なら若干感情問題も絡むんではないかと、こういうようなことも考えると、いろんなことを考えるわけですが、その辺についてどのようにお考えか、再度尋ねてみます。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）補正予算に学校警備、機械警備を計上しているかということですが、学校施設については機械化警備の補正予算を計上いたしておりません。これにつきましては、ご指摘のように、平成10年11月に海田東小学校で職員室、事務室等のそういった盗難の被害がございました。その後の対応といたしまして、常駐警備、警備員による警備の強化を図ってきたところでございます。ただ、学校を開くということの中から警備員を配置してのそういう常駐警備ということで、さきの議会でも堀間議員さんのご質問でお答えしたとおりでございます。今後もそういった学校の会計処理を適正に行うという指導の強化とともに、学校警備員に対する警備会社の警備強化についても徹底を図ってっております。そういったために、警備員による配置で当面考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）緊急時には、おのおの余力のあるものがお互いに助け合うというのが本質であろうと思います。そうした意味で、工事の分割というのは、これは別の問題ではないかというふうに思います。ただし、地元の業者の育成という意味におきましては、それなりの配慮というのは今後もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）3番、渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺善隆です。少子化対策について質問いたします。核家族化、少子化が進み、また乳幼児への虐待が頻繁に起きていることから、児童虐待防止法を施行せざるを得ない現代にあって、地域における子育て支援事業は最も大切な分野の一つだと考えております。

1、子育て支援センターの充実について。海田町の子育て支援センター事業は、広島市に先駆けて1998年4月につくも保育所内に開設されています。活動の内容には親子教室、子育て相談、子育て通信発行などがありますが、問題点として、①親子教室に

入りたい希望者が多いこと。②ゼロ歳から1歳、2歳、3歳へと複数年間続けて親子教室に入りたい希望者がいること。③保育士が少ないこと。④教室などスペースが狭いこと。この4点です。今後、地域子育て支援の機能の充実についてどのようにお考えでしょうか。

2、子育て支援総合窓口の設置について。最近社会問題となっている児童虐待など、子育てに関する親の悩みや子どもからの相談など、子育てに関する対応は今後ますます増加し、相談窓口の必要性が高まってくるものと思われます。そこで、現在検討されている総合福祉センター整備計画の中に子育て相談などの機能を盛り込み、設備面、施設面及び人的な面での体制を充実させることが必要であると考えますが、この点どのようにお考えでしょうか。

3、ブックスタート運動の導入について。ブックスタート運動は、本を読む楽しさを幼いころから親子で紡いでいこうと、乳児健診時に乳幼児向けの本をプレゼントする運動です。子どもの成長にとって、乳幼児期に肌のぬくもりと愛情を感じながら優しく話しかけてもらう時期が大切なことだと言われています。本の読み聞かせなどの触れ合いは、子どもだけでなく、親にとっても楽しみになり、発祥地の英国では図書館へ通う親子連れが増加しております。日本では昨年、平成12年、子ども読書年を機に導入を検討され、保健所と図書館との連携によって、今、全国に拡大しております。海田町においても導入するお考えはないでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）渡辺議員ご質問の少子化対策の質問にお答えをいたします。1点目の少子化対策のうち、子育て支援センターの充実のご質問でございますが、子育て支援を目的として実施しております子育て支援センター事業「そらぐみ」は、つくも保育所においては水曜日に25組、木曜日に25組、町民センターにおいては金曜日に25組の合計75組の親子を対象とし、それぞれ年間23日から29日間の事業を展開しております。今年度事業も「そらぐみ」の申し込み開始早々に定員に達するほど希望者が多いため、今年度につきましては、継続希望の方の一部について自主サークル組織をつくっていただき、保育士との関わりの中で自主的なサークル活動を展開していただいている現状でございます。子育て支援センター事業は、基本的に職員1名ないし2名と臨時保育士2名により対応をしているところでございますが、さらに民生委員、元保育所長など、毎回4名から5名の方々にボランティアとしてお手伝いをしていただきながら運営をい

たしております。今後、子育て支援事業の一層の拡充を図るため、海田児童館においての運営について検討を進めたいと考えております。

2点目の子育て支援総合窓口の設置のご質問でございますが、子育て支援は、支援センターの行う事業に限らず、保健センターの健康教室や相談事業、あるいは教育委員会の子育て相談等、それぞれが事業を行っているわけでございますが、議員ご指摘のとおり、現在は、所管課を超えて対応するため、子育て支援担当者会議を定期的を開催し、情報交換等を行い、子育て支援事業に関する連絡調整を図っております。なお、児童虐待等の予防対策を含め、子育て支援の拡充を図るため、総合福祉センター整備計画の中に重要な柱として位置づけ、総合相談窓口化や、児童のための各施設機能についても検討を進める必要があると、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

もう1点、ブックスタート運動の導入についてのご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、乳幼児期において親のぬくもりを感じながらすぐれた絵本に接し、一緒に共感し合うひとときは、子どもの感性や心を豊かにする貴重な時間になると考えております。現在、海田町では、乳児健診時に本をプレゼントすることはしておりませんが、その必要性、大切さをPRするパンフレットや小冊子を、母子手帳発行時または乳児健診時に配付しております。今後は、具体的なきっかけづくりとしての本のプレゼントを関係課で検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）渡辺君。

○3番（渡辺）再質問いたします。3番のブックスタート運動導入についての質問をいたします。海田町の過去の出生者数を見ると、平成9年が466人、平成10年507人、平成11年465人で、年間約500人ぐらいです。例えば1人当たり千円の絵本をプレゼントすると、年間約50万の予算を必要としますが、本を通じた触れ合いによって心が豊かになり、夢が広がり、想像力がつき、子どもの将来にとって必要であると考えますが、この点どのようにお考えでしょうか。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）ブックスタート運動でございますが、我々の方も少し認識不足でございまして、今回ご質問をいただいて、こういうふうな運動が展開をされているということを僕自身が知ったようなことでございます。これからつぶさにこういうふうな活動も、担当者としてもう少し勉強をさせていただきたいと思っております。絵本の読み聞かせ

というふうなことから、非常に大切な活動になってくるだろうというふうに想定をしております。今のご指摘のような出生時のこともございましょうし、また図書館活動の中で連携をしてどうしていくかということも、また、教育委員会とも協議をしながら、こういう展開がどういうふうにされるべきかということを前向きに検討していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野） 19番、加藤君。

○19番（加藤） 19番、加藤です。ごみの祝日収集について1点お伺いいたします。現在、ごみの収集は、町内を月曜・木曜日収集、火曜・金曜日収集、水曜・土曜日収集の3地域に分けて、週2回の収集となっていますが、祝日は収集されず週1回ということになっています。ごみを1週間もためると置き場にも困ったり、暖かくなるとにおいも出てきたりして、見た目にも環境にもよくありません。祝日と日曜日が重なる振替休日やハッピーマンデーのある月曜・木曜の地域は、今年で見ると週1回の収集が7回もあります。この地域から祝日の収集要望があるが、どのようにお考えですか、お伺いいたします。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） 加藤議員質問のごみの祝日収集についてお答えいたします。ご承知のように、海田町では週2回収集を原則として可燃ごみの収集を実施しておりますが、ご質問にありましたように、月曜日の振替休日により週1回収集が増えるという現象が生じております。また、年末年始を除き、年に1度ゴールデンウィーク期間中には、2回連続で収集できない週も生じております。このような週2回以上収集日の間隔があく場合には、祝日にも収集を行い、対処するようにしておりますが、今後さらに増加する月曜日の祝日の収集方法につきしては検討をしてまいりたいと、このように思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野） 加藤君。

○19番（加藤） 見直しのようなんですが、参考的に申しますと、今年の7回のうち、月曜が6回と木曜が1回ということになっております。その月曜の6回のうちに振替が4回なんですね。あとは、成人の日と体育の日は第2月曜になっておりますので、そういうようなことで、意外と、年間、祭日というのは14日しかないのに、これで見ますと半分、7回も月曜のグループに来とるということですから、検討して、必ずやってもらいたいということをお願いしておきます。返答は要りません。

○議長（河野） 8 番、西山君。

○ 8 番（西山） 8 番、西山です。数点について質問いたします。まず最初に、環境施策について。我が国は大量生産・大量消費・大量廃棄に依存し、限界に直面した社会構造を改めるために、環境省が平成 13 年 1 月に発足いたしました。環境省発足に先立ち、循環型社会形成推進基本法をはじめ関連法制が成立をいたしました。地球環境と共生できる新たな社会を築くため、取り組みが広がり、深まってきております。そこで、今回は 3 点質問いたします。

1 点目、食品リサイクル法が平成 13 年 4 月から施行されました。法に関係するものではありませんけれども、小学校給食の生ごみのリサイクルのために、各小学校に生ごみ処理機を設置するお考えはありませんでしょうか。このことは、もちろん小学校の給食の食べ残しを少なくする教育も大事だとは思いますが、またこの生ごみ処理機より再利用できます堆肥で、総合学習にも大いに役立つのではないかと考えております。

2 番目に、P C B は絶縁性が高い化学物質で、変圧器や蓄電器の中に使用され、また蛍光灯にも P C B の入った安定器が広く使われてまいりました。P C B には強い毒性があり、一部にはダイオキシンを含むなど発がん性の高い危険な物質と言われております。そこで、海田町の公共施設の現在の使用実態はどのようになっていますでしょうか。また、取り外された場合には、その取り外されたものの保管場所はどちらにされておりますでしょうか。

3 番目は、先ほど加藤議員の質問とちょっと重複するんですけども、私なりの視点で質問をいたします。家庭ごみの収集日の問題について。現在、燃やせるごみは地域別に週 2 回収集されておりますが、収集日が月曜日に指定されている地域では、平成 13 年、本年は 6 日、平成 14 年、来年は 9 日、収集日が祭日、振替休日でできないようになっております。また、平成 15 年からはハッピーマンデーがまた増えます。収集日は他の地域より少なくなっておりまして、現実その地域に住んでいらっしゃる方々には大変不自由をかけているわけですが、この対策を検討されたことはありますでしょうか。

次に、教育問題について。ある著書の一節に「人類の進歩には、最も教育は大事であります。立派な教育がなくして何の人類の発展があり得ましょうか」とありました。子どもたちが安全で生き生きと生活をするためには、環境整備も重要な視点だと考えております。

そこで、1 点、毎年小・中学校の P T A を通じ、改善要望が多く行政に届けられてい

と思うんですけども、平成１０年度、１１年度、１２年度と、各小・中学校への要望箇所は何カ所ありましたでしょうか。また、その要望書に対してどのような取り扱い方法をされてまいりましたでしょうか。３番目、その扱われた要望書の結果報告は、どのような形で毎年報告をされておりますでしょうか。また、平成１０年、１１年、１２年、改善できた箇所は何カ所でしょうか。次に、海田西小学校の通学路の要望に対する改善結果はどのようになっていますでしょうか。

最後に、減免制度の手続についてお尋ねいたします。障害者の方が生活に必要な軽自動車をお持ちの場合、減免制度がありますが、現在、海田町におきましては毎年申請をしない限り、その制度を受けられないわけになっております。広島市府中町などにおきましては、一度この申請手続をされた方に対しては毎年、説明書、現況報告書を対象者に届けられ、継続となされておりますけども、我が町におきましては、これを継続手続で済ませられる方向性に改善されるお考えはありませんでしょうか。以上。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西山議員質問の、１点目の３番と、２点目の３点につきましては私から、１点目の１番、２番につきましては教育委員会から答弁をいたします。

環境政策のご質問の３点目の家庭ごみの収集の問題につきましてお答えしますが、祝日の収集につきましては、先ほど加藤議員の質問でお答えをしたところでございますが、収集日の減少に伴う不均衡是正につきましては今後検討してまいりたいと、このように思っております。

P T A教育環境整備改善要望についてお答えいたします。まず、平成１０年度から１２年度までの要望件数ですが、平成１０年度３１件、平成１１年度３６件、平成１２年度３５件となっております。要望書に対する取り組みといたしましては、要望を受理しましたら内容別に担当課を定め、担当課において現地調査や課内での打ち合わせを行い、必要な場合は警察、国道工事事務所など関係機関との協議を行います。最終段階として関係課で協議を行い、回答を出しております。

各小・中学校に対しての結果報告につきましては、各小学校、中学校のP T A関係者に出席していただき、関係課からの回答をお伝えするとともに、質疑を行っております。改善できた件数につきましては、平成１０年度が８件、平成１１年度が１３件、平成１２年度が８件となっております。

最後に、海田西小学校の通学路の要望に対する改善結果としましては、平成１１年度

に3件、平成12年度に同じく3件要望されており、改善された件数は2件となっております。

次に、税減免制度の手続のご質問についてお答えをいたします。身体障害者等に対する軽自動車税の減免につきましては、条例の上では納期限前7日までに申請をすることになっておりますので、現在そのように処理をしておりますが、身体が不自由であること、また、減免要件の該当事実が継続性を有していることから、議員ご指摘のように、減免を承認した以後の年度においては、減免申請事項に係る現況報告書により減免申請事項の有無を確認し、引続き要件を満たすものについては、減免申請書の提出があったものとみなす事務手続を定め、納税者の利便を図ってまいります。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（李木）環境政策についてのご質問にお答えをいたします。1点目の各小学校に生ごみ処理機を設置することにつきましては、今年度、安芸地区新世紀ごみ減量化モデル事業の一環といたしまして、海田南小学校をモデル校として堆肥化装置を導入し、環境教育の分野において栽培指導での堆肥づくりなどの体験的学習に取り組んでまいりたい。こういうふうに考えております。各小学校への設置につきましては、モデル事業の研究の成果を十分検討いたしまして、判断してまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、2点目の本町施設におけるPCB使用照明器具の状況でございますが、昨年11月に各施設の使用状況調査の結果、海田小学校特別校舎棟におきまして、49台のPCB安定器を使用した照明器具を確認いたしました。教育委員会といたしましては、学校におけるPCB安定器の破裂事故が報道されるなど、いろいろな心配の点がございますので、緊急に対応する必要があると判断いたしまして、昨年12月28日から今年の1月8日のいわゆる冬期休業中に、照明器具の取替えを行いました。

また、撤去いたしました安定器は特定有害産業廃棄物に指定されておりますが、現在、国内には処理施設がないということでございますので、当分の間は排出者が自ら特別管理産業廃棄物保管基準に従い

まして、保管をしなければなりません。現在、海田町環境センターにおいて、生活環境の保全上支障のないように容器に入れ、屋内で保存をしております。以上でございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）では、再質問いたします。まず、生ごみ処理機の件ですけれども、この質問は平成9年12月に河野議長が質問されておりまして、その答弁を見ますと、費用、コストの面とか、いろいろな面で導入する考えはないと。もう1点、平成10年度からは西小学校においてコンポストによる堆肥化について検討していくという答弁があったわけですが、その結果は何年されて、どういう結果であったかということと、この西小学校でコンポストのモデルをしたにもかかわらず、今回のモデルで海田南小学校を指定された根拠、それともう1点は、今この結果を見て導入っていうことでしたけれども、じゃ、どういう結果が出たときには導入をしないのかというお考え。

2点目なんですけれども、今のご答弁によりますと、海田小学校で49個あったということで、安全な場所で保管しているということですが、このPCBを使用した蛍光灯、トランスとかを用いた建物は、海田小学校、海田東小学校、海田中学校、海田公民館等あるわけですが、そこは1本もなかったという結果報告と認識していいわけですね。それで、ただ蛍光灯だけではなくて、変電器とかトランスにもPCBは使用されていたわけですが、その取り外されたものもどちらに保管されているか。

それと、家庭ごみの収集日の問題ですが、私の質問は、今まで対策を検討されたことはありますかという質問だったんですけど、先ほどの加藤議員の答弁でも「今から検討いたします」ということです。そうであるならば、この収集地域がずっと長年、決まっております。この3地域に対して月・水収集の地域、火・金収集の地域、水・土収集の地域とずっとこれは決まっている

わけですけども、じゃ、委託業務を発注するときに、それだけ日数が少ないということも考慮に入れた委託料金を設定されたのかどうか。

それと、先ほどの答弁で、たくさんの祭日とか休日、収集日が本来あるべき日がない場合は、ちゃんとしてますと、今回も5月の収集日はこちらに小っちゃく載ってて見逃した住民の方もたくさんいらしたわけですし、ステーションにもちゃんと張ってありましたということでしたけども、もう少し親切に情報が発信できなかったかということです。で、今から検討するとかおっしゃいますけど、現実には年間7日、9日と収集日が少ない地域と、当たり前にある地域との、ごみを家にためとかないといけない家庭をもっと深刻に考えていただきたい。検討されると言われましたけども、結論はいつ出される、検討期間はいつまでとお考えになっているか。

次に教育問題でございますけども、この要望を各学校で、各地域で、地区委員さんが出した要望を各学校で集約をされるのかもしれませんが、もっと多くの要望が現実出てるんじゃないかと。私は今の答弁ではちょっと納得しておりませんが、今回私が特に質問したいことは、海田西小学校の件でございますけども、あの地域は昨年、通学路ではないかもしれませんが、1人の子どもが事故で死亡しております。その結果、通学路の見直しはなされていない。私びっくりしたんですけども、西小学校の目の前の通学路という標識ですら、よそ向いて倒れかかっているわけですね。数年前からいらった形跡がないわけです。私、西小学校のこの事故があった後に、教育委員会をはじめ小学校の関係各位が、この地域を見直しをなされたかどうか、その点質問いたします。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）環境政策について、生ごみのリサイクル、それからPCBに関しましてお答えいたします。海田南小学校へ導入を予定し

ている根拠でございますが、海田南小学校につきましては既に学校園、学級園等、十分なそういうリサイクルに足りる面的な整備がございます。それから、熱心にそういう栽培教育、環境教育に取り組んでいる、そういった状況から海田南小学校が適当ということで、公聴会の方で決定をさしていただいております。それから、モデル的に導入という、そういうことにつきまして、結果によって順次ということになるかどうか、まだ答えが出ておりません。この事業につきましては、さきに答弁いたしましたような安芸地区新世紀ごみ減量化モデル事業実施協議会という、そういう組織の中で取り組まれる事業でございます。この事業の中で学校の給食の残菜等を利用した生ごみのリサイクルに取り組むということで、学校としても初めての試みでございます。結果といいますのは、そういう先ほどの議員ご指摘のランニングコストの問題であるとか、若干そういった堆肥化そのものの効用といいますか、そういった面で若干判断をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、P C Bの安定器を使用した蛍光灯でございます。海田小以外にP C Bが混入した安定器を使用している建物ということで該当いたしました海田東小、海田中学校、海田公民館につきましても、すべての照明器具を点検いたしました結果、海田小学校以外は見つかっておりません。といったことで、他の照明器具以外のコンデンサー等につきましても該当がないということで、一応P C B入りのそういう照明器具に使われた安定器のみを取り外して保管をしているという状況でございます。

○議長（河野）環境センター所長。

○環境センター所長（西本）祝日のごみ収集日の減少に伴います対策について検討したか、また業務委託契約に際しまして収集日数を計算に入れているか、また周知方法についてのご質問でございますが、まず1点目の収集日が減少したことに伴います検討したかというご質問でございますが、毎年3月に「ごみの出し方」というのを皆さんのご家庭にお配りしております。その時点で、

年が変わりました当初から、翌年度の収集日について検討を毎年しております。その中で、今年度も祝日に一度収集しておりますけども、海田町では最低週１回の収集を原則として、１週間以上ごみが家庭に残らないようにという方針できておりますので、４月の３０日に今年度は収集いたしております。

ご指摘がありますように、来年１４年では９日月曜日の収集できない日がありますけども、その中で特に９月には２週連続月曜日の週休というのがあります。そういった２週連続、もしくは１５年になりますと、７回、月曜日の収集できない日がございます。そうしてハッピーマンデー、海の日というのが１５年から施行されますと、７月にごみが収集できないという月曜日が生じてまいります。そういった夏場、あるいは収集が２週続く、あるいは今年のように２回、収集日が飛ぶと、そういったようなときには対策を講じてこれからもしてまいりたいと思います。

また、収集業務の委託契約に際しましては、特にその仕様の中では収集日数は入れておりません。これはあくまでも予定排出量で年間の契約をしております。

それから周知方法でございますけども、ご指摘がありましたように、今まで特に特別収集日に際しましては、自治会あるいは地域の方にはステーションに張り紙をする程度で特に周知は徹底をしておりますでしたが、今後はこのような特別収集日に際しましては、事前に自治会あるいは地域の方に収集が徹底しますように、これから周知徹底をはかってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） １点、西小の生徒の痛ましい事故があった、その通学路の見直しについての答弁が抜けておりますので補足させていただきます。そうした西小の痛ましい事故があったわけなんです、その事故現場につきましては、当然、教育委員会としても調

査をいたしまして、見通しが悪くなっている原因であった木の枝、そういったものがあつたわけなんですけど、そういったものは撤去いたしております。ただ、通学路の見直しということなんですけど、この事故現場につきましては通学路ではなかったということで、あえて今までの通学路の見直しということはやっておりません。

○議長（河野）西山君。

○2番（西山）再々質問いたします。さっき1点答弁が抜けてると思うんですけども、平成10年から海田西小学校におきましてコンポストによる再利用をされた結果は、どのようなであったかというのが欠けてるんですけども、それと合わせて質問をいたします。まずそれが1点です。2点目に、先ほどの月曜日が振替休日となる問題ですけども、排出量で決めてるから収集日が少なくても委託料を考えなかったという答弁なんですけど、これ、大きな問題じゃないでしょうか。じゃ、木曜日に倍のごみが出ているかといいますと、倍にはなっておりません。1点。2点目。この毎週1日、週に1度の収集が目標であるから、じゃ、この差はどうすればいいんですか。この地区は変えたら、かえって住民の皆様混乱を招きますので、私、変えていただきたいとは言いません。しかし、週に2回、ほとんど収集される地域と、年に7回、9回、10回と月曜日は収集されない地域との、じゃ、そこに住んでいるから仕方がない、これでは答弁になりませんね。住民サービスの基本は何なんでしょう。繰り返すようですけども、収集日が7日違うという事は月1回の収集日だと、1カ月1度も収集しないということなんです。1カ月に1度も収集しないところを回る地域の委託料と、それだけ回っている地域の委託料、それを加味しないで委託料を決めた。これでは財政改革、行政改革になりませんね。もう一度明快な答弁をお願いします。

それと、西小の痛ましい事故があつたけど、そこを見にいったけど、後は検討しなかった。本年度もたくさん要望が出ておりますけども、それは数年実現してない要望がほとんどです。特に、西小学校の地域は南道路ができ、海田大橋ができ、交通量が、交通の流れが随分変わってきております。先ほどお聞きしましたけど、通学路、西小の出られた反対側に通学路って書いてありますけど、数年間いらったような形の通学路の標識じゃないんです。斜めになっているんですよ。もう少し、今回、何度も出ておりますけれども、第3次基本計画にすべての地域で掲げてありますね。総合基本計画の各家庭に

配布される、各地域にすべてに子育て環境の充実したまちづくり。すべての地域に子育て環境の充実したまちづくりとうたっているわけです。この西小の教訓が生きていない。その地域ですら真剣に取り組んでないということは、21世紀の子どもたち、日本を背負って立つ子どもたちの環境整備をどのように考えられているのか、質問いたします。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）失礼いたしました。海田西小学校におけるコンポストの試用の状況でございます。恐れ入ります、データを把握しておりませんけれども、平成10年から前渡辺校長の取組みとして、やはりそういう学級園、学校園の栽培教育の一環といたしまして、コンポストの購入をいたしたところでございます。現在もまだコンポストを使用しておりまして、十分学級園、学校園の使用の役には立っております。ただ、コンポスト1機ということで十分でございませぬので、そういう学級園等の肥料につきましては、予算をつけて購入をしているという状況です。ただ、児童のそういう栽培の学習ということで取り組んでおりますけれども、主として用務員による作業ということが中心になっております。なかなかそういうものが扱いにくいという、そういう状況にございます。この度のごみ堆肥化のそういう機械による処理ということで、若干、今後取り組んでいきたいと、そういう考えでございます。

それから、同じ海田西小学校の児童の死亡事故にかかわりまして、交通安全施設、道路施設の整備ということにつきましては、学校あるいはPTAと同じスタンスで教育委員会もそういう交通安全施設の整備について要望をしているところでございます。ただ、学校といたしましては、通学路という指定ではございませんが、児童が生活する道路ということで、道路での生活の仕方、交通安全教育については、特に海田西小学校においてこの事件を契機に、海田警察署等、そういう専門的な交通安全指導含めて指導の強化を図っているという状況でございます。

○議長（河野）環境センター所長。

○環境センター所長（西本）ごみ収集の業務委託契約に関するご質問でありますが、まず、年間排出量によりまして契約をしておるといいますのは、これは反対に申しますと、臨時収集日、特別収集日も対応できるというふうな入札の結果でございます。ですから、ご指摘がありますように、ただ単純に収集業務だけを検討した段階では、業者の収集を委託日を増やせばそれで済むこととございますけれども、さらに収集業務のみならず、これを受け入れるためには、計量業務、ごみの処分業務、そういったために職員が相応

の人員が必要となってまいります。そうしたことも踏まえて、これからさらに検討していきたいという考えでございます。

それから、月1回の収集となるというふうに今述べられましたけども、これはあくまでも最低週1回の収集ということで、今の現状から申しますと7日間、もしくは6日間ということで、6カ月間ぐらい月1回収集できない日があるというふうにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（河野）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。再開は2時10分。

~~~~~○~~~~~

午後1時48分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第29号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第29号議案、工事請負契約の締結について（海田中央第4蟹原地区污水管新設工事（13-2））。蟹原2丁目地内において施工する海田中央第4蟹原地区污水管新設工事（13-2）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田中央第4蟹原地区污水管新設工事（13-2）でございます。工事場所は海田町蟹原2丁目地内、請負金額は9,240万円でございます。請負者は株式会社唯間組、代表取締役、唯間正巳でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成14年3月5日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料2の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明申し上げます。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事の概要についてご説明いたします。資料5をお願いいたします。資料5の工事箇所図の1ページをお願いいたします。この工事の施工場所

でございますが、位置図にお示ししておりますように、町営第一蟹原住宅の東側の蟹原2丁目地内でございます。町道162号線、町道163号線、町道164号線、町道208号線、町道3号線、および里道などの一部に口径200ミリの污水管を開削工法で805メートル、推進工法で89.2メートルほど布設し、蟹原2丁目の一部の面整備を図るものでございます。推進工法で施工いたしますところは、破線で示しておりますように、町道3号線の一部と町道163号線の一部でございます。この工事によりまして約3.5ヘクタールが処理可能区域となるものでございます。

この工事区間には、道路幅員の狭いところが多くあります。迂回路や片側通行していただくなど、どうしても交通規制により対応することになります。地域住民の皆様にはいろいろとご不便をおかけすることになりますが、工事の施工に当たりましては地元の方々と十分連絡、調整を図りながら実施するとともに、通行の安全等、安全対策には万全を期して進めてまいります。特に162号線——これ日下橋から海田中学校に行く道でございます——や、町道208号線は、車の通行量が多く、海田中学校の生徒や広島国際学院高等学校の生徒も多く通行しておりますので、学校とも十分協議しながら、安全を期して施工してまいります。なお、2ページに標準的な断面図を添付しておりますので、ご参照ください。以上で工事概要の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、この地区の予算書のときの今回の工事の図面と、今回で若干変わったところがあるんですね。施工箇所が。これは工事の変更か何かをされたのかどうか。あの地区の方がね、どの辺が我々の下水が通るんかということを聞かれたもんでちょっと引き合わせてみたんですがね。先般もいただいたとる平成13年度の資料40を見て、今回のを見たらね、筋の引いてないところがあるんですよ。この点、設計変更をされたのか。今の3件の29号、30号、31号の同じような議会認定のものに対してあるかないか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）確かに予算当初のときと図面の内容が違うようでございますが、これはうちの方、精査いたしますと、私道部分が予算のときに入っておったということで、私道に関しましては、今から私道のそこの所有者の方の同意を得まして、寄附をいただいて、そこを通すという承諾をいただいて通すという格好ということになりますので、

そこの分だけ今回、契約の中には入れてないというものでございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それはね、わしらから、素人から考えてみますと、当初設計をされた時点で、こういうことはありうるということがはっきりわかって、これを議会へ提案をして承認をとっておられるわけじゃないと思うんですね。それをこのたび、出とるのとちょっと引き合わせてみたら、線の引いてあるところが違うんですよ。そういうことは、じゃ、勝手じゃあ言い方が悪いかもしれませんが、事後承認か、設計変更というのは関係なしに議会の承認を得るということでいいんですか。ちょっとその辺について。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）予算の段階におきましては、国との費用の関係の中で、大体の形の中でこの分、国庫補助の対象事業として7億円と、それに合わせてそれに係る付随する単独分合わせてやっとなるわけですけど、そういう形の、全体の枠の中でこの部分この部分という形で、はっきり数字をはじいては出してません。そして、このたびの枠の中で、私道の部分につきましては、私道についてのまだ承諾を得てありませんので、この部分は外して契約し、この後、承諾を得た段階で改めてそこの部分は新たに施工すると、こういう段階になってまいります。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）そうなりますと、今回出された3議案は、すべてそういうふうになるとというふうに理解していいんですか。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）これまでの部分の分も、大体そういう形で、総枠の中で一部のところを分けて出していると、こういうことになります。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）続いて日程第3、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第30号議案、工事請負契約の締結について（海田中央第6蟹原地区污水管新設工事（13-3））蟹原2丁目地内において施工する海田中央第6蟹原地区污水管新設工事（13-3）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。

工事名でございますが、海田中央第6蟹原地区污水管新設工事（13-3）でございます。工事場所は海田町蟹原2丁目地内、請負金額は1億1,025万円でございます。請負者は株式会社鴻治組、代表取締役、檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成14年3月8日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料3の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明申し上げます。

○議長（河野）上下水道課長。

○上下水道課長（槇根）同じく資料5の箇所図3ページをお願いいたします。この工事の施工場所でございますが、位置図に示しておりますように、日下橋から広島国際学院高校までの町道6号線北側の蟹原2丁目地内でございます。町道6号線、町道160号線、町道161号線、町道208号線、及び、未認定でございますがその道路の中の一部に口径200ミリの污水管を開削工法で713.6メートル、推進工法で124.3メートル、口径250ミリの污水管を推進工法で109メートルほど布設し、蟹原2丁目の一部の面整備を図るものでございます。なお、推進工法で施工いたしますところは、破線で示しているところでございます。口径250ミリの污水管は町道6号線に布設するものでございます。この工事によりまして、約5.5ヘクタールが処理可能区域となります。

この工事区間も道路幅員の狭いところが多くあります。迂回路や片側通行していただ

くなど、どうしても交通規制により対応することになります。工事の施工に当たりましては、地元の方々と十分連絡調整を図りながら実施するとともに、通行の安全等、交通安全には万全を期して進めてまいります。特に、町道6号線、日下橋から広島学院高等学校に行く道でございますが、これは高校生の通学の道になっておりますので、事故防止のため高等学校とも十分協議しながら、施工してまいります。なお、4ページに標準的な断面図を添付しておりますのでご参照ください。以上で、簡単でございますが工事概要の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。今、説明で蟹原の一部という表現を使われました。確かにこの3ページの図面を見ると、町道6号線を含めて一部のように見えますけれども、1ページの図面を重ねると、この蟹原地区一帯になってしまいます。この工期も、3月8日までと3月の5日までと3日ほど違いますけれども、ほとんど同じだと。そのときに、迂回路をどうするのか。それから、通学についても、安全を期すのは当たり前ですけども、具体的にこの迂回路なんかというのは、どういうふうなことを考えておられるのか。もうちょっと、例えば場所をずらして、はっきり我々が見ても「これが迂回路になるんじやの」と。例えば、1ページの地図を見たときに、この地図だけ見ると、「ああ6号線が迂回路になるんだな」という判断ができるんですけども、今度3ページの図面を見ると6号線も全部入っておると。町道162号線と6号線との両方とも同じような工期で、同じような工事をする。こちら辺のいつも指摘されるわけですけども、なぜこういうようなことになるのか。迂回路をどうするんか。何ぼ今ここで言われても、実際にこれは我々も経験しておるんですけども、なかなか大変なことなんですよ、あの迂回路というのは。ちょっとのことでもね、運転をされる方は。だから、その辺をどのような、なぜこのようなことになるんかをお答えをいただきたい。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）それではお答えいたします。このことにつきましては、この地域、それから西浜、大立、あのあたりのときもずっと出てきました。人口集中地区を一遍にまとめてやっていくという形の中で出てまいりましたんですが、このやり方について、いろいろこれまでもご質問ございまして、これからここまでにしましては、前回の広げる前の形の中でこの分については、順番に下からやっていくという形の中でここに出

てきているというのも事実でございます。

本当におっしゃるように、このと、三迫と、国信と、砂走というふうに分けてやるのがこれまでよかったと思うんですが、今後はそういう形にはなってまいりますが、今年度につきましては、こういう形にと、昨年と同じのように一つの地域で集中してやっていくと、こういうことになってまいりましたが、工事につきましてはこの中に2工事、一緒に3工事と動いてくるわけでございますが、西浜の部分がありますので、そういうときには1日の工事量と、その動く工程が決まってまいりますので、その片方一つのところは、北側やれば西側やるという形の中でずらしながら、3つの3業者等の工程会議を一緒にきちんと連絡をとりながら、迂回路を確保しながら、安全に気をつけて工事を進めていきたいと。進めていくように段取りをしております。

○議長（河野）ほかにございませんか。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。私は、4年前に鴻治組の不手際によって、実際3センチの段差があったのを認めておるわけですから、けがをしたわけです。で、安全対策の問題でお尋ねをいたしますけれども、次の議案でもあるんですが、どういうんですか、勾配の急なところで下水道工事をやられる。次の議案あるわけですね。しかし、今までも工事をやった後の埋め戻し、これが、前回私は段差があってけがをしたわけですね。しかし、最近はそのことを強く指摘するから盛土が盛り上がった状態で、これもまた危険な状態にあるわけですね。特に今から梅雨時期を迎える。あるいは勾配の急な所、またこれが要因になるわけですが、今工事をやった後を見れば、かなり仮舗装しておるんですけれども、でこぼこが多く発生をし、しかも回りのアスファルトが亀裂が入ってその影響でまた段差が出てきておるというような状況があるわけですね。ですから今後、土を掘った場合に回りが陥没をする場合もでてくるわけですから、そういう安全対策について、どのように業者を指導しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）工事を発注しまして、工程会議を毎月1回、初旬に開くわけでございます。その中で、やっぱり業者の指導、仮舗装のこと、私どもは監督員が見回ったときには、そのことは強く指導しております。で、佐中議員さんのおっしゃられるとおり、仮舗装をかけた段階ではかなり軟弱になっておりますので、でこぼこが多く見られるようになるんですけど、先ほどご指摘のように、町の方もいろいろと回って、指導したりでこぼこのところはすぐに補修するようにさせますので、よろしく願いいたします。

す。

○議長（河野）ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉）参考のためにちょっと確認したいんですがね、たしか予算では1億4,800万じゃったと思うんですね。現在落札は、入札残がようけ出るじゃろうと思うんですが、1億500万。約30%ぐらい安くなっておると。その中で、推進と開削の違いがあるんですね。推進工法の方が安いんですかね。推進の方が前は230メートルあったのが、今回は450に増えとる。開削の方は200メートルが500になっておるといような変更があるわけですね。1点は、こういう変更がある場合には、開削の長さが違ったり、種類が、径の太さが違ったりしておるんだから、予算を我々に認めさせておいてね。やはり、その変更の説明を詳しくされるべきじゃないかというのが1点。

今、推進の方が非常に増えておるけれども、推進の方が工費としては安いのか高いのかいうふうなことをちょっと参考のために、今後のために、説明していただきたい。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）今、推進工法が、塩ビ管が推進ができるようになっておりますので、かなり安い工法でできるようになっているわけなんです。今、開削工法と推進工法の分けというものが、大体2メートル50ぐらいの掘削深ぐらいで逆転するぐらいの金額なんですけど、昔はヒューム管で推進工法とかそういうのをやりよったんですけども、塩ビ管で推進ができるようになりましたもんですから、かなりの金額の差がなくなってきた。やはり一番安いのは開削工法が安いんでございますけど、推進工法も、かなりの影響とかそういうなことを考えますと、推進工法を2メートル50ぐらいからは海田町としては使っております。この設計に関しては、当初推進工法でやるというよりか、かなり安くつきましたもんですから、ちょっと金額と差が、当初の見積もりの予算査定いただいたときよりは。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（佐藤）下水道の事業費でございますけど、この場合道路等と違いまして、それこそ総額で、国の補助金の中で、国費で3億5千万と。これが何年か、そういう中で決まっております。毎年その額が入ってまいります。これが17年まで、そういう形で入ってきますので、その工事をやる、先ほどちょっと住吉議員さんからもご指摘ありましたように、必ず入札残とかいろいろありまして、この後落ちた工事費については、新たに発注していないと国費の消化ができないと、こういう形の中でまた新たな工事が

また出てくると。普通、そういう形に、当初指名しとる事業量より多くの事業量になってくるとは思うんですけど。で、そういう形の中で、当初のところでは全体の枠の中で、ここ、ここ、ここと大体おおよそこれぐらいだろうという予算の組み方になっております。

実際、それじゃ設計してみて、その中に入って、ここでどこだけできるかという形の中でいったところ辺で食い違いが出てきとるわけですが、おっしゃるとおり、はいじゃ、1本1本のものについて、当初とこことこことここが違うというふうに説明した方がいいかなどうかなと、今ちょっとそこまで考えてみませんので、これからそういうところでは、どういうふうに説明していいかわかりませんが、できるだけこれからはそういう予算と比べて、実際のところ、繰り返して申しますようなんですが、1本1本の補助事業と違いまして、総額の補助事業という国費の枠の中で動いとるという別のものがありますので、変わってくるのは間違いないんですが。何とかわかるような形で説明できるように、これからしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）もう一度質問します。今の最初の部長の前に説明されたのはね、推進の方が安いというふうな感じを受けたんだが、開削よりは高いんでしょう。それを安いような言い方をされたから。これで見るとね、推進が2種類、250と200があるんだけど、合計したら結構長さが、延長が倍ぐらいになつとるんよね。そういうことからすると、かなり30%も、安くなったんだからいいけども、いうことがあるということでごまかしてから、どうも推進工法の方が安いんだという言い方したようだから、それは間違いだということですね。

それからもう一つは、やはり予算を承認させたわけだから、こういうふうに工法が変わったりした場合には、説明することは何でもないんだからね。30秒も20秒もかかるへんのだから。こうようになりましたっていうふうな説明をされた方が、我々としてはやはりすっきりすると思うんですね。しっかり責任を持って、我々はそれを見て、説明を受けて、承認したわけですから、そこらは間違いのないように。何でもかんでもごまかしてというわけではないでしょうけども、ちょっと説明されとうが気持ちがいいというふうに思います。終わり。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっとすいませんがね、最初の蟹原の断面がありますね。断面の素掘りと矢板がありますよね。最初の入札の分と、今度3番目の入札の分。わかります。矢板工法と、1は素掘り工法でしょう。わかります、わかった。2番目は矢板工法でしょう。そうじゃから、そのこのところ、3番目に言おうかと思ったけども、最初から言いますよ。この工法のところへ、何メートルから何メートルは素掘り、例えば1.5メートル以上は矢板、2.5メートル以上は今の推進工法というように、断面がありますから、それをかいてもらうのが1つと。それから、地図は全面の地図がありますよね。図面が。矢板工法はここからここまで矢板工法で見積もっていると、ここは素掘りで見積もっています、見積もりでそれがあるはずなんですから。それを色分けしてもろうたら、この工事の見積もり方が非常にわかりやすいんですが。出されても承認やるのに大変参考になります、どうですか。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）議会の資料としては、皆様にわかりやすくするのが筋だと思います。議会の資料のつくり方につきましては、総務当局とも協議しながら、そのような方向でやってみたいと思います。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）はいじゃ、総務にちょっと聞きます。そのようにしてもろうたらね、資料出されても、この査定の今の金額が適当かどうか、判断ができる、できますよ。これで見たら、例えばね、この深さをかいてもろうとったらね、矢板工法と、ちょっと聞いてくださいよ、皆。矢板工法と素掘り工法は単価が違うはずなんですよ。これはどれからどの区間は矢板工法ですよと言われたら、工事の箇所を見ても、この積算が適当かどうか分かるでしょう。わかりました。ここだけ色分けして、ここからここは矢板、ここからここは素掘り、そういうことがやってもらえるかどうか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）そういうふうにする方がいいだろうと思いますので、今後そういうふうにしていただこうかと思います。

○議長（河野）ほかに質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第31号議案、工事請負契約の締結について（海田中央第6三迫地区污水管新設工事（13-4））。三迫1丁目地内において施工する海田中央第6三迫地区污水管新設工事（13-4）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者の方から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田中央第6三迫地区污水管新設工事（13-4）でございます。工事場所は海田町三迫1丁目地内、請負金額は1億500万円でございます。請負者は株木建設株式会社広島支店、支店長、芝原進でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成14年3月15日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料4の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明申し上げます。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事の概要について説明いたします。資料5、工事箇所図の5ページをお願いします。この工事の施工場所でございますが、位置図に示してますように三迫1丁目地内の朝陽団地の中でございます。町道147号線、町道149号線、町道150号線、町道151号線、町道152号線、町道153号線、町道154号線に口径200ミリの污水管を開削工法で821.5メートル、推進工法で66メートルほど布設し、三迫1丁目の朝陽団地の面整備を図るものでございます。

なお、推進工法で施工いたしますところは、破線で示しているところで、町道 1 4 9 号線と町道 1 5 3 号線の一部でございます。この工事によりまして、約 2. 4 ヘクタールが処理可能区域となります。

この工事区間も道路幅員の狭いところが多くあります。一部通行止めがありますが、ほとんどが迂回路を設定して対応することになります。利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、工事の施工に当たりましては、地元の方々と十分連絡、調整を図りながら実施するとともに、通行の安全等、安全対策には万全を期して進めてまいります。

特に、この近辺では下水道工事が町道 6 号線を中心に競合しております。業者間の連絡調整も密にさせながら、施工してまいります。なお、6 ページに標準的な断面図を添付しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田君。

○ 1 1 番（原田） 1 1 番、原田です。どこで聞こうかと思うとこだったんですが、今の下水道工事の 3 件について、工期が微妙に 5 日、8 日、1 5 日とずらしてあるんですが、何か意図的なものがあつたのかを。例えば検査をするのに時間が要るからちょっとずらしたんですよとかいうのがあるんでしょうか。それから、大体 9 0 0 メートル前後ですよ、延長が、工事延長が。同日でもよかったんじゃないかなという気がします。

それと、先ほども崎本議員の方からあつたんですが、断面図の中に、幅はあるけど深さの数字がないと。どの位置の深さなのかということを、これ入れていただきたい。そうすると、さっき崎本議員が言われたこともですね、深さによって推進にしたのか、開削工法にしたのか、矢板が要るのかの判断ができるので、そこもあわせてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）工期の問題なんですけど、これは下水道の標準工期の算定式というのがございまして、それで算定して、若干、ずらしております。それによって算定して計算しております。それと工事の方の図面の中で、深さの分でございますけど、入れます。申しわけございません。次の資料から入れさせていただきます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。私もどの議案で質問しようかと思ったんですけども、過去に先ほど工事途中、仮舗装のときにでこぼことか云々というのがありまして、完成した後もでこぼこという問題がありまして、私、専門用語がちょっとわからないんですけど、全面舗装ということを出した形容があるんですけども、この各入札契約のときに、その下水道工事の後、全面舗装をするという箇所は、今回の契約状況の中にありましたでしょうか。もう1点は、蛇足ですけど、この3つの工事でどれだけの世帯が可能となるんでしょう。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）全面舗装の件なんですけど、余りにも道路が広いところには全面舗装というのはちょっと考えておりません。部分的に影響幅の中で考えさせていただいております。一応、そういうふうな格好で設計の中には計上しております。先ほどの人数なんですけども、申しわけありません、人数に関してはちょっと、ヘクタールは計算しておるんですがございますけど、人口密度は見ておりませんので、申しわけありません、調べておりません。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）今、広い道路の場合は全面舗装の予定はないとおっしゃいますが、この31号議案は団地内でございます、これもやはり広い道路という関係上、計上はされないんでしょうか。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）下水道を入れまして、取付け管を入れます。本管を入れて取付け管を入れますので、余りにもそれがひっついておる場合は、全面舗装でその区間はできるんですがございますけど、補助対象とかそういうふうなことを考えますと、全面舗装というのが単費の持ち出しになってまいりますので、全額、道路を下水の方でやるというふうになりますと、全部補助事業になりませんので、一応悪いところは工事の中で直していきますけど、そこらのところをちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木です。私は海田町の慣例とかその他があるから、初めてこういう面に直面したんですが、まず1つとしては、34社が寄ってたかって、大手が皆来とるんですね、こう数えてみると。そして、ジョイント・ベンチャー、ジョイントとかど

うかで、地元の業者は唯間組 1 社だけが取って、あとは天下の鹿島あたりも入札に参加しとると。先ほど前田議員がおっしゃったように、土木部長は配慮する、配慮するというなら不特定多数で逃げる言葉であってね。ちょっとこれはどういう形の中で、私の質問がピント外れかも知れませんが、これだけ天下の宝刀、1 億円ぐらいで大手が来て、地元でジョイントあたりで、J V でできないもんだろうとか。こういうことをまず 1 つお尋ねします。

それから 2 つ目は、これは証拠はないと思うんですが、わしも疑いだけで、談合しとるねと。こういうことも、疑いですよ、証拠がないんですが。そこらがわしが数字を見て言えるんですが。その点について談合しとりますとは答えられないでしょうが、私はそういうふうに思うだけです。第 1 の地元の業者がたった 1 社しか取れんと。こういうようなことは、技術的に 1 社取つとれば皆できるんじゃないかと、たった 1 億円ぐらいの工事を。そこらの見解を、これは町長に、あんたら主幹じゃどうじゃいう、わしゃ町長に聞きたい、これは。以上です、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）斎木議員のご質問でございますけれども、やはり町には町で、一応、請負業者のランクというのがありまして、金額によって何社以上と、こういうふうな要綱が定められておるわけでございまして、そういうことから、やはりこういうふうな町内にそれだけの金額によっては、ランクによっては入れない業者がおられたり、また、今言いますような、金額によって何社以上ということになると、町内業者だけで満たすということにもならんと。やはり、金額によっては大手を入れざるを得ないというような状況が現在のところあるわけでございまして、その要綱に従って指名業者、これを定めて入札に参加していただくと、こういうのが現況でございますので、それは町内に高額な入札に参加できるような業者が少ないということも当然でございますので、その辺をご理解をひとつしていただいたらと、こういうふうに思います。

○議長（河野）斎木君。

○6 番（斎木）こういうふうに鹿島や天下の大手がこれだけの 1 億の問題、どんどん来出したら、やはりそこらは地元の業者を育成するとか、技術を教えるとか、あるいは協会あたりでそういうものをして、鹿島あたりが 1 億来出したら、そら県内にも業者もあるうが、支店もあると思うんですが、そこらが私はどうも。零細企業を育成するという立場で、条件を変えるとか、前の言葉は建設省ですが、そういうような形の中で、やっ

ぱり今後地元業者育成ということで、考えていただきたいということを要望しておきます。以上でございます。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第32号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第32号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の退職報償金支給額を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（奥谷）第32号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、今年の4月1日に施行されたことにより、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中、別表の退職報償金支給額表をこれに準じて改正するものでございます。

資料6をご覧ください。海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の新旧対照表でございます。資料を見ていただくとおわかりいただけますように、退職報償金は勤務年数が5年以上で退職される消防団員に適用するものでございます。今回

の改正は、勤務年数５年以上１０年未満の団長で１７万７千円から１８万１千円に、同じく団員が１３万２千円から１３万６千円に、また勤務年数が３０年以上の団長が９１万７千円から９２万１千円に、同じく団員が６２万７千円から６３万１千円になるよう、すべての階級、勤務年数において一律４千円の引き上げを行い、消防団員の待遇の改善を図るものでございます。

なお、この一律に４千円の引き上げに伴います改正率は、勤務年数５年以上１０年未満の団員で、最高ですが３．０３％、３０年以上の団長で、最低で０．４４％となっており、平均の新旧比較改正率は０．９６％となっております。

次に附則でございます。第１に、この条例は公布の日から施行すること。第２として、この条例は平成１３年４月１日以後の退職者から適用すること。また第３として、経過措置を定めているもので、４月１日から公布されるまでに退職された者に支給する退職報償金の額は、内払いとみなすことを規定しているものでございます。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第３２号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第３２号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第３２号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第６、第３３号議案、海田町母子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第３３号議案、海田町母子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。母子家庭との均衡を図るため、父子家庭を対象に加え、ひとり親家庭等の健康管理と世帯の経済的負担の軽減による生活の安定を図るため、母子家庭医療費助成

制度を、ひとり親家庭等医療費助成制度として改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡） それでは、海田町母子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。先ほどの町長の提案趣旨のとおり、県の制度に準じ、父子家庭に対する福祉施策として、今回新規に父子家庭を対象に加えまして、条例の名称もひとり親家庭等医療費支給条例として改めるものでございます。資料7をお願いしたいと思います。新旧対照表を見ていただきますと、ほとんどが、大部分が母子家庭をひとり親家庭等というふうに改めておりますとともに、必要な語句の整理を行っております。

この制度の受給対象者でございますが、これまで母子、今回新たに父子、それから、または両親がいなくて配偶者のいないおじ、おばなどが扶養している場合などの家庭などが対象になります。これまでどおり、前年分の所得税非課税世帯が対象でございます。それと、子どもの年齢でございますが、18歳に達した最初の31日の日までが子どもについては対象ですが、その扶養者も対象となります。また、この医療費に支払った2分の1は県補助でございます。本町におきます対象世帯ですが、新規の父子家庭ですが、二、三世帯を予想しております。それから適用ですが、平成13年の8月1日の診療分から適用でございます。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、第34号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第34号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。県の制度に準じ、本町の少子化対策の一つとして、対象年齢を1歳引き上げ、乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減による生活の安定を図るため、改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）それでは、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。初めに、今回改正の概要につきまして説明をさせていただきます。県において8月1日から乳幼児医療の対象年齢につきまして、1歳引き上げの拡大がなされます。本町といたしましても同様に、支給対象年齢を1歳引き上げるものでございます。具体的に申し上げますと、現状ですが、ゼロ歳児の通院と入院、それから1歳児の通院と入院、そして2歳児の入院のみが対象でしたが、今回の改正で2歳児の通院を含めるとともに、3歳児の入院まで制度の拡大をするものでございます。

なお、所得制限でございますが、ゼロ歳児につきましてはこれまでどおり設けておりませんで、全員が受給対象者となります。それ以上の幼児につきましては、これまでどおり県の制度と同様に、児童手当の特例給付の所得制限を設けております。また、この6月1日から児童手当の所得制限が緩和されましたので、1歳児、2歳児、3歳児の対象者は、約90%が受給対象者となると予想いたしております。

それでは資料8をお願いしたいと思います。用語等についてご説明いたします。第2条ですが、上の段の新的の方、ご覧になっていただきたいんですが、受給者の対象となる各年齢の定義を準則に合わせまして、明確にいたしております。この意味でございますが、例えば、9月3日で満2歳になる幼児は、翌日の9月4日には受給者証が切れるということではなくて、その月の月末の9月30日まで有効とする趣旨でございまして、これまで運用につきましては同様に行っていましたが、今回この点を明確にしたものでございます。

それから、次に2ページでございますが、ゼロ歳児等の定義を受けまして、必要な語句の整理を行っております。なお、改正による制度の拡大は、8月1日の診療分から適用となります。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑があれば許します。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。これは教えていただきたいんで聞くんですけども、さっき9月何日という具体例を課長言われたんですが、4月1日生まれの方は、例えばゼロ歳児、1歳児ですが、その年齢が出生の日から満1歳ということになると、3月31日ということですね。1日生まれの方は。1年分ということですから、誕生日じゃないですね、そうすると、1日生まれの方は、前の月でもつつと切れるという解釈でよろしいですか。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）損か得かといえば、4月1日とか9月1日の方が一番損と言えば損という、要するにその前月までで終わるというふうに。9月2日の人はその月の末ということでございます。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第8、第35号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第35号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算（第1号）。平成13年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、芸予地震の災害復旧に係る工事請負費の増額、町道3号線道路改良に伴う経費の増額等の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ5,974万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億2,574万1千円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田） それでは、平成１３年度海田町一般会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料の９の平成１３年度補正予算事項別明細書に従いまして、歳出からご説明をいたします。よろしいでしょうか。

それではまず、４ページをお開きください。総務費の一般管理費の委託料でございますが、庁舎および加藤会館の盗難および火災防止のための機械警備業務にかかる費用といたしまして、４２万６千円を増額するものでございます。

次に、民生費の老人福祉センター費の給料及び職員手当でございますが、職員１名の退職により、給料４２万４千円、職員手当等１４万２千円をそれぞれ減額するものでございます。共済費及び賃金につきましては、職員１名の退職及び育児休業者の１名の代替措置といたしまして、事務職１名、保健婦１名を臨時雇用するための費用といたしまして、共済費２万９千円、賃金２万８千６百３千円をそれぞれ増額するものでございます。委託料につきましては、老人福祉センターの機械警備に係る増額でございます。費用といたしましては９万５千円でございます。次に、福祉医療費の委託料でございますが、乳幼児医療費等のレセプト審査件数の増加に伴い、審査支払委託料を７万２千６百円増額するものでございます。扶助費につきましては乳幼児医療制度改正による対象者の拡充に伴い、１万５千２百１千円を増額するものでございます。町民センター費の委託料は、機械警備委託に係る増額でございます。

次に５ページに移りまして、民生費の保育所費の委託料及び児童館費の委託料は、これも機械警備に係る増額でございます。

衛生費の環境衛生費の負担金補助及び交付金につきましては、海田町、府中町、熊野町、坂町、及び安芸地区衛生施設管理組合で構成する安芸地区新世紀ごみ減量化モデル事業協議会の実施するごみ減量化事業に対する負担金として、１８０万円を増額するものでございます。保健センター総務費の委託料は、機械警備委託に係る増額でございます。塵芥処理費の委託料につきましても、環境センターの機械警備委託に係る増額でございます。

６ページに移りまして、土木費の道路新設改良費の工事請負費でございますが、昭和町の中町の西鉄運輸跡地で、町道３号線と国道に接する部分の道路拡工事として７００万円を増額するものでございます。公有財産購入費及び補償補填及び賠償金につきましても、町道３号線の道路拡幅に係る費用として、用地代１万１千０百７千６百円、及び物件移転補償

費 1 0 0 万円を増額するものでございます。

消防費の非常消防費の負担金補助及び交付金でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るための制度改正による負担金の引き上げに伴い、1 7 万 7 千円を増額するものでございます。

教育費の小学校費の学校管理費の共済費及び賃金でございますが、育児休業者 1 名の代替措置として、栄養士 1 名を臨時雇用するための費用といたしまして、共済費 1 5 万 6 千円、賃金 1 0 7 万円をそれぞれ増額するものでございます。需用費につきましては、海田小学校が文部科学省から次世代 I T を活用した未来型教育研究開発事業のモデル校として指定を受け、国の費用によるパソコンや通信設備が整備されることに伴いまして、多目的教室をパソコンルームに改修する費用として 5 3 万 4 千円を増額するものでございます。7 ページに移りまして、委託料でございますが、海田西コミュニティーホーム周辺整備事業に係る設計委託料として、3 9 6 万 9 千円を増額するものでございます。工事請負費につきましては、7 ページの需用費でご説明いたしました、海田小学校の多目的教室をパソコンルームに改修することに伴う L A N 拡張工事、及び海田東小学校、海田西小学校の芸予地震による破損箇所のうち、緊急処置済み以外の部分についての復旧工事費として、合わせて 8 6 3 万円を増額するものでございます。

中学校費の学校管理費の委託料でございますが、国の補助事業として実施の委託による海田西中学校へのスクールカウンセラー配置が、広島県教育委員会からの派遣事業に変更になったことにより、1 4 3 万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、環境整備として海田中学校の音楽室にエアコンを設置するための費用といたしまして、1 2 6 万円を増額するものです。教育振興費の備品購入費は、海田中学校に障害児学級を新設したことに伴いまして、必要な教育用備品を整備するための費用といたしまして、3 4 万 1 千円を増額するものでございます。

社会教育費の社会総務費の報償費でございますが、情報通信技術講習会の充実を図るため、講師及び補助員の増員等により、謝礼としての 3 1 万 2 千円の増額をするものでございます。8 ページに移りまして、需用費につきましても、情報通信技術講習会の充実に伴い、消耗品及び広報リーフレットの作成に要する費用として 1 0 2 万 4 千円を増額するものでございます。使用料及び賃借料につきましては、さきにご説明いたしました情報通信技術講習会の実施会場である海田中学校及び海田西中学校設置のパソコンに内蔵してあるソフトウェアを使用するため、現在支払っている教職員、また児童・生徒

が使用している使用限定の、割と安価なライセンス料と外部講習者を対象としたライセンス料との差額を支払う必要があるため、21万円を増額するものでございます。

公民館費の報償費、事業費及び委託料につきましても、さきに社会教育総務費でご説明いたしました情報通信技術講習会の充実に伴う講習会補助員謝礼180万円、消耗品34万4千円、講師委託料及び両公民館の機械警備委託に係る費用483万9千円を増額するものでございます。工事請負費でございますが、海田公民館の冷暖房用重油タンクの配管を老朽化等による流出防止のため、地中から地上に敷設替えをする費用として72万9千円を増額するものでございます。図書館の委託料でございますが、機械警備委託に係る費用でございます。ひまわりプラザの委託料につきましても、機械警備委託にかかる増額でございます。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。1ページをお開きください。国庫支出金の教育費国庫負担金の教育費負担金でございますが、海田東小学校の芸予地震による復旧工事に係る費用のうち、補助対象事業の3分の2が公立学校施設災害復旧費国庫負担金として措置されるため、96万6千円を計上するものでございます。

教育費国庫補助金の教育費補助金でございますが、海田中学校に障害児学級を新設したことに伴い、教育用備品等の整備補助金17万円を増額するものでございます。

教育費国庫委託金の教育費委託金につきましては、海田小学校が次世代ITを活用した未来型教育研究開発事業のモデル校として指定を受けたことによる事業委託金として、120万円を計上するものでございます。

次に、県支出金の民生費補助金の社会福祉費補助金でございます。乳幼児医療制度改正による対象者の拡充に伴う福祉医療費補助金760万4千円、及び乳幼児医療費のレセプト審査件数の増加に伴う福祉医療費施行事務費補助金36万2千円、合わせて796万6千円を増額するものでございます。

2ページに移りまして、教育費補助金でございますが、海田西中学校へのスクールカウンセラー配置が、国の補助事業から広島県教育委員会の派遣事業に変更になったことによる配置事業補助金71万4千円の減額、及び公民館等で実施の情報通信技術講習会の充実に伴う推進補助金1,024万7千円の増額、合わせて953万3千円を増額するものでございます。

繰越金でございますが、12年度からの繰越金のうち、2,328万1千円を増額するものでございます。

諸収入の雑入でございますが、海田町、府中町、熊野町、坂町、及び安芸地区衛生施設管理組合で構成する安芸地区新世紀ごみ減量化モデル事業協議会の実施するごみ減量化事業に対する配分金として、62万5千円を増額するものでございます。

町債への教育債の補助災害復旧事業債でございますが、さきに国庫支出金でご説明しました海田東小学校の芸予地震に伴う復旧工事に係る費用としての財源として、海田東小学校地震災害復旧事業債40万円を計上するものでございます。単独災害復旧事業債につきましても、芸予地震で破損した海田公民館の復旧工事に係る費用の財源として、海田公民館地震災害復旧事業債1,560万円を計上するものでございます。以上で、事項別明細書の説明を終わります。

次に、議案の第35号議案により議案の説明をいたします。歳入歳出予算の補正でございますが、さきにご説明いたしました各項目を合計いたしますと、歳入歳出それぞれ5,974万1千円の増額となり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億2,574万1千円となります。

次に、4ページの「第2表 地方債補正」についてご説明いたします。ここにお示しておりますように、2件の追加を計上しております。内容につきましては歳入でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。以上で、平成13年度、海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。災害復旧に対していろいろ予算を計上されておられます。特に東小であるとか公民館、ここは避難場所でございます。町長は行政報告の中で、全職員に初動体制マニュアル、また町内放送の活動マニュアルを作成をしておると。昨日からの一般質問の中でも、自主防災組織の問題について議員が尋ねておりますけれども、あの芸予地震の中で、実際に電話が通じなかった、しかも交通が一時期ストップをしたわけですね。そういう面から見ると、町内放送が今一番頼りになってくるわけですが、このマニュアルを議会に提出してほしいと思うんです。そのことによって、例えば避難場所であるとか、あるいは自主防災であるとかいうのが、取り組みが全部把握できるわけですね。それがなかったら、町は持つとるんじゃけどもわからないとか、私も自治会の一定の役員をしておるんですが、そこである程度の指導できる。また、消防団でもありますから、そういう問題について、やはりそれを参考にしながら対応してい

きたいと思うんですが。できれば職員のマニュアルも一緒に出してほしいんですが、議長、その点も取り計らってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。先に町から答弁してください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）議員さんの皆さん方にもこうして職員の初動体制についてぜひそれを理解し、自分らもそのことを利用したいと、こういう仰せでございます。大変ありがたいと思います。皆様方に、議長さんのお許しもいただくことにもなろうかと思いますが、私の方からはお届けをさせていただけるのはありがたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）それでは、私の方から。先ほど町長の答弁がございましたように、そういうものを議員の方へ配付するということがございましたので、それを町長にお願いしておきます。ほかに質疑ございませんか。多田君。

○5番（多田）機械警備の件なんですけど、9万5千円各施設に上しておられます。この機械警備の中身を詳しく教えていただくと、あとまずいことがあるとは思いますが、どの程度の警備なんですか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）機械警備の主な内容についてご説明させていただきます。機械警備する場所につきましては、それぞれ施設の事務室に当面限定をしております。その中で防犯警備、防災警備について、機械でもっての警備をお願いしております。それで、内容につきましては、いわゆる防災センサーの設置ということで、マグネットセンサーを窓の方へ設置、入り口とか窓の方へ設置をしていきたいと思います。それと中で、事務室に入って動けば感知をする熱線センサーを設置をしていきたいと考えております。それとあわせて、フラッシュライトを設置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、7ページの13の委託料396万9千円というのがあるわけですが、この海田西コミュニティーホームの問題は、議会でも再三いろいろとどういうふうに措置をするのか、どうなるのかということを指摘があるんですが、現在ひまわりプラザができて、このあたりは十分そういうコミュニティーの問題は解決しとるというふうだと思うんですよ。それを業者にかけて委託料に出すようなことをせずに、役場の中でそういう1つのプロジェクトでもつくって、協議をするような気はないのか。

ただ、漠然と業者に出して委託をすりゃええいうものではないと思うんですが、その点についてちょっとどういうふうに考えておられますか。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）この海田西コミュニティーセンターにつきましては、後の利用計画について、協議を今まで重ねてまいりました。経過から申しますと、昨年10月以来、職員、若手職員を中心にして、新しい発想の中で施設をリニューアルした形でこういったものに使えるかという検討を重ねてもらいました。その中で、町としても新しい発想の中で、ワークショップ方式というのをとりまして、地域住民の方、学校の先生、あるいは子どもたちを集めまして4回にわたりワークショップを開いて、ひとつ夢を語りながら、最終的な再生委員会の結論としまして、基本的には、まずあの建物については、留守家庭児童会をまず柱として利用していく。日中、あるいは留守家庭児童会の使わない休業日、あるいは夜は、地域住民の方々に開放をしていく施設にしようという一つの基本方針が決まっております。それとあわせて、学校としても、あの周辺、校庭内ですけども、これをこの際一緒に整備をして、開かれた学校づくりの中で周辺整備もあわせてやっていくという基本方針を確立しております。

こういった基本方針、基本コンセプトに基づいて、それに応じた設計を、今から実施設計をしていただくというものでございまして、今から何をつくっていくかを検討する設計ではなくて、ただいま申しましたことを目的とした実施設計をしていくというもので、委託で措置をさせていただくものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。7ページの工事請負費の海田東小学校のガラス破損の件なんですけども、資料の6に破損が随分、ペケ印のところが全部破損してるわけなんですけども、ちょっと聞きますと、サッシじゃなくって、昔の鉄製の窓枠だったから、これだけの被害が起こったということなんですけども、この3連とも鉄製のサッシなんですか。それと、基本的にお聞きしたいのは、1ページの教育費国庫負担金の、今回の災害のためには国庫負担金が国から負担金としておりてくるわけなんですけども、それは、鉄製の窓枠からサッシにする場合の費用の負担金は出なかったわけでしょうか。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）お尋ねの海田東小学校のガラス破損ですが、すべて旧式の鉄製の、いわゆるパテで固めた、そういう窓でございまして、かなりもう固まっております、

窓自体に余裕がありません。そういったことから72枚という被害が出たわけでございます。国庫補助につきましては、この窓枠の工事分も含めて、現在申請中でございます。ということで、国庫補助の対象になっているというものでございます。

○議長（河野）ほかに。西山君。

○8番（西山）申しわけありません、確認ですけど、サッシに変更になるということですね。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）これはあくまでも災害復旧工事でございます、もとの鉄サッシのまんまで復旧するという条件でございます。

○議長（河野）国岡君。

○18番（国岡）18番、国岡です。5ページの保健衛生費で180万、安芸地区新世紀ごみ減量化モデル事業実施協議会負担金というのが180万出すんですが、返りが、うちの方が3分の1の62万5千円返ってくるわけですね、分配金。これは安芸衛生管理組合の方へ出して、あれが事業して、うちの方へは分配金として返るのが62万5千円で、うちは何かやるんですか、これは。

○議長（河野）保健センター主幹。

○保健センター主幹（臼井）ただいまの安芸地区新世紀ごみ減量化モデル事業の負担金と配分金の件につきましてご説明いたします。この事業は、府中町、海田町、熊野町、坂町、それと安芸地区衛生施設管理組合の4町1組合で新たな協議会を設置いたします。安芸地区新世紀ごみ減量化モデル事業実施協議会というのを新たに設立いたしまして、そこで事業展開を予定しております。その中で、この協議会で実施する事業が、共同で実施する事業720万を予定しております、それを安芸地区衛生施設管理組合を除きます4町で均等に負担をしまして、180万の負担金を出そうということです。その720万のうち500万が県の補助対象となりまして、500万の補助対象事業のうちその半分、2分の1、250万が県の補助金として協議会の方に入っております。その入りました250万を均等にまた配分しようということで、62万5千円が返ってくるということでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。6ページの節の17ですか、西鉄運輸のところは、どれくらいの土地を購入されて、どれくらい道路が広がって、横断歩道が少しずれる可能性

があるんですかね、将来にわたって。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（木原） 西鉄高速運輸横の道路の件に関しましては、資料の10工事箇所図の方に一応、今の現道より拡幅をいたしまして、7メートルということで予定をしております。それに伴います買収面積は、正式なまだ測量がかけてありませんが、60か70平米ぐらいになるんじゃないかというふうに思っております。

横断歩道につきましては、国道等の協議によりまして、交差点についてはつつかないという条件で拡幅をしていくということです。横断歩道につきましては今のところ、交差点部分につきましては変化がないということでございます。

○議長（河野） ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉） 先ほど山岡議員からも質疑がありましたが、海田西コミュニティーホーム周辺整備事業設計委託料というところで、ここで400万ですがね。もったいない気がするんですよ。あの周辺の築庭は私が設計をして、部下10名ほど1週間連れてきてね。クレーンとか持ってきてやったんですよ。今、山ができて、ポンプ小屋の後ろのね。植木の植えるの配置から全部やった。こんなもの、わしなら10万円でやる。町の職員がこんなことをして甘やかしてね。能力があると思うんですよ。それをこんなに金をかけて業者に任さにやらんようなことをしとるから、いつまでたってもだめなんですよ。いっぱいこういう問題があるね、わし考えてみたら。本当なんですよ、あっこをやったのは。私、頭の中の設計でやったんだから。土を盛って、山をつくって。そんなものをね、周辺で、中の設計なら別ですよ、周辺の整備はどこへ山をつくって、どこを通路をつくろうか、どこへ花壇つくろうかいうのを私でもやるよ。そんなボランティアでやってもいいと思う。そんなことをやらにゃいけないのですか、金をかけて。むだですよ。税金のむだ遣い。こんなものがいっぱいあるですよ。

前にも話したことがありますかね、駅前の開発で600万も700万もかけて、何階建ての、15階くらいの建ったね。ビルをつくるとか、いろんなことをやったけども、全然それはゼロで、もう白紙になってしもうて、また今別なものをつくっとんですよ。そんなむだがいっぱいやっとんじゃけ、町長、これどうなんですか。こんなものはだれだってできますよ。周辺整備ですよ。そんな能力のあるおらんのですか。わしにやらせりゃ、400万円くれりゃ喜んでこんなものやるけど、兼業禁止だからできん。本当にこれ情けないですよ。こんなことを繰り返しておるから、能力は、レベルがアップせ

んのんですよ、何でも。お答えください。何でこんなもの400万もかけるの。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）ただいまの海田西コミュニティーホーム周辺事業、これを発注のための積算をいたしましたのは建設課でございますが、これにつきましては、ただいま教育委員会の方で文部省の補助をいただくようになっております。ということは当然、会計検査もやってくるということで、国の歩掛、それと県の単価、そういうものを用いまして積算をさしていただいているものでございます。

それで、要するに公共事業といいますと、工事を行いますと、その個々の方針によりまして、根拠というものが大変重要になってまいります。それと、ただ周辺整備で菜園とかそれをセーブするのではなくて、地域に開かれた学校、区域ということで、いわゆるコンセプトも必要でございますし、いろいろな面で業者発注にさしていただくものでございます。

○13番（住吉）そういう考え方がおかしいんだ。補助があるからそれを使う、補助だって国民の税金だよ。それをね、三百、四百万円近くまで、お手並み拝見したいができたもの、施工ならええですよ。工事をするんなら。ただあの辺図面かくだけにね、丸かいて通路かくぐらいじゃろうと思う。後、見してもらうけどね。そんなものがね、400万もかけてやること自体が税金のむだ遣いじゃないかと思う。そんな甘い考え方持つとるからいかん。どうなんですか、それは。後、見てから笑われるようなもんじゃないだろうね。たったあの地区、何平米、何百平米あるんですか。その中へ1平米1万円もかけるような設計をやるんですか。施工じゃないでしょう。何を考えとるんかな、あんたら。課長が何を考えとるんかいうこと。そんな金をかけにやできんのかね。業者とわしを会わせてくれりゃええんじゃけど、わし仕事じゃないからね。このコンサルの業者と。おかしいですよ。答弁ができりゃ、できなきゃできん言え。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）コンサルは当然のこと、この補正をお認めいただいた後、決定されるものでございますが、いわゆるこれまでも道路事業とか、その他都市計画事業、いろいろ設計を直営でやったらどうかということがございまして、その都度その都度、今の技術の現状と、どうして設計委託をするのかということについて、ご説明をさせていただきました。で、なかなかご理解が得られないということなんで、再度、ひとつ一般的に多い道路事業でどういうことなのかというご説明をさせていただければと思います。

まず1つ道路事業をとって、その設計から施工——これ当然施工に際しましては監督業務・検査まで至るわけですが——の流れを申しますと、まず、大きな事業につきましては概略設計というものの、これでその施設の位置づけとかいろいろな工法からどの工法を持ってくるかという選定を行います。そして次に、予備設計を行います。これにつきましては、航空写真等に基づく平面図、縦断面図を作成いたします。

（「そこはええぞ」と呼ぶ者あり）

一つの例でございますので、ちょっとお聞きください。お願いいたします。

（「……と全然違う」と呼ぶ者あり）

（「議長、整理せな」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）どうぞ、課長続けてください。

（「言いわけのために道路設計なんか」と呼ぶ者あり）

○建設課長（久保）いや、そういうことでございませぬ、一つの例として挙げさせていただいたものですから。それでは、道路を除きまして話をさせていただきます。今、道路で例を挙げさせていただきましたが、どの実施設計業務も、ほぼ同じ流れをとっておりますので、その上をご承知の上、お聞きいただければと思います。

そういう予備設計を行いまして、次に詳細設計に移ります。これは現況測量に基づく平面図、縦断面図を作成してまいります。それで、これに基づきまして、いろいろ関係者、行政機関とか地元の方々、それと施工協議を行って、工事説明会がいる場合は工事説明会を行って、それに基づきまして、町の方で工事積算を行います。この工事積算と申しますのは、工事内容を考慮した設計、いわゆる詳細設計の現場に落としていくわけですから、設計修正、それと数量計算、設計金額の計算等々、ここで積算をしてまいります。で、設計金額が出ますと、発注という段階になります。それで発注いたしまして、工事監督、安全管理とか工程管理、品質管理、出来高管理、住民苦情処理等を監督してまいります。そして、完成ということになってまいります。このうち、これまでの設計業務に関しましては、ほとんどがこの概略設計から詳細設計までは、測量及び図面作成等にかかわる作業時間による経済性の問題とか、日進月歩する測量機器、コンピュータソフト。

○議長（河野）ちょっと課長、なぜ委託に400万円もかけるんかということについての質問ですから、それを答えてください。

○建設課長（久保）それを説明をさせていただきよるわけでございます。すぐ終わります。

すんで、今しばらくお願いいたします。

（「あんたの方が知らんのだよ。そんなもの必要ないんじゃ、この設計には」と呼ぶ者あり）

○建設課長（久保）それは一つのお考え方でしょうが。そういう日進月歩する測量機器、またコンピュータソフト等々、施設が必要でございます。その施設をコンサル業者とか測量業者等は既に最新の技術、それとか設備等を備えておりまして、日夜、それを専門にする職員が、その業務だけをやっておるわけでございます。そういうことで、町にも確かに技術者がおりますが、町ができる、やる範囲と、業者をお願いする範囲、これは、これにかかわる日数、経済性を比較しまして、業者に発注した方が経済的でより高度なものが求められるということで、こういう業務に関しましては委託という形式をとらせていただいております。以上でございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）言いわけのために道路の設計とか何とか言うけどね、私は、自衛隊ではあるけど、幹部土木課程に入って、道路はざっと縦断測量から路線選定から横断測量全部やって、機械を入れてつくるまでを何日間もやっておるんだ。そりゃ半年ばかりかけて山へ入ってやるんだが。そんなものを説明したからいうて、これ、当てはまらんじゃない、道路じゃないじゃから。ここが400万かけておるけど、恐らく400平米ぐらいあるかもわからんがね。1平方メートル当たり1万円もかけるような見積もりをすることがおかしいんだ、コンサルがね。そんなにかかるわけではないでしょう、図面を引くだけで。図面なんか、アイディアがありゃあね、どこ山つくって、どこ通路つくってどうすればいいというのは図面すうっとかけばいいんですよ、フリーハンドで。道路つくったりするのは全然違う。そんなたくさん土を盛ったり削ったりするような工事じゃないと思うんじゃね。花壇をつくったり、通路をつくったりするんでしょう。だれだってできるような。それを言いわけに、道路でぐずぐずぐずぐず言うところけれども、言いわけじゃ許せんのだ。400万近くかけて。なぜこれ、言いなりになっとるんじゃないですか、この見積もりは、業者の。

（「休憩、休憩、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）暫時休憩。

○13番（住吉）だから、そこら、どうなんか説明してくれ。今のような言いわけの説明、道路なんか説明する必要ないんだから。

○議長（河野）時間は、4時まで。

~~~~~○~~~~~

午後3時50分 休憩

午後4時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に続きまして本会議を続行いたします。

先ほどの住吉君の質疑に対して、答弁から始めたいと思います。教育部長。

○教育部長（山本）まず、私の方から今回の海田西コミュニティーホーム周辺整備事業の設計委託、これにつきましての概略、こういったことを設計をしていただくのかということについて、まず説明をさせていただきます。

この周辺整備の委託費につきましては、2つに分かれております。まず1点は、小学校用地の中の現在学級園になっておりますけれども、そういった面的な部分、その整備を設計していくと。それからもう1点は、コミュニティーホームの建物自体を改修をしていく。その設計積算ということに、大きく2つに分かれております。

それで、用地の方の周辺整備の中味でございますが、基本的には、コンセプトはいろいろな生き物を育て、触れ合い、みんなで育てていける広場づくりということコンセプトにしておりまして、その中で一番大きくクローズアップ、中心的なものになってくるのがビオトープの設計ということになろうかと思います。それと合わせて、動物小屋の設計、あるいは中央に遊歩道の設計、それから花壇の設計、樹木の整理統合、それから学級菜園の設計、垣根の設計ということで設計を計画しております。

それからコミュニティーホーム、建物の改修設計につきましては、先ほど若干述べました留守家庭児童会を中心として利用していきたいという意向に基づきまして、玄関を変更する、それから台所を拡張する、それからトイレを改修、あるいは屋根付きの運動スペースをつくっていくということに基づいて実施設計を策定をしていただくというものでございます。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）ただいま教育部長の方から仕様についてご説明を申し上げましたが、重なるかもわかりませんが、この業務としては、今申しました設計業務、それと測量業務、それと建物改修設計業務が含まれております。その主たるものは、やはりいわゆる設計業務となってきますが、この内容につきましては、施設の確認及び調査、それと実

施設計の検討、実施設計図書の作成、それと仕様書の作成及び工期の算定、それと数量計算、それと工事費算出、打ち合わせ協議というふうな内容になっております。それで、これは業者からの見積もりではございませんで、これらの内容をもとにいたしまして国の歩掛、県の単価、公共事業にかかわるそういう単価、歩掛を採用して、うちの職員が発注用に設計をしたものでございます。以上でございます。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。住吉君。

○13番（住吉）オーバーするんだけどもう1回。とにかく我々が質疑をすると、何とかごまかそうというような感じでね、いろいろおしゃべりになるんだけど、それを次から改めてください。今のは歩掛じゃ何じゃかんじやいうのもね、建物自体の設計も含んだということと全然説明せんとやるから、私が声を大きく荒げてやるようになったんでね。最初から建物の内部もあるんだということを説明、全然ないんだ。今初めて言いわけにされたんかもわからん、わしがやかましゅう言うたから。それまで全然なかったものを入れたんかもわからん。そういうふうにとられるじゃない。やってないんだから。

それから、周辺のものね、周辺整備については本当は鉛筆なめて線を引きゃあできるようなもんなんです、この設計は。測量じゃなんじゃ言うて、そんな要りやせん。だれか休憩時間に言っていました、小学生にかかしてね、絵を。そのとおりにつくってもいいというような程度のもんなんです。それを我々が質疑をしたりすると、すぐごまかそうとしてね。道路の縦断横断、測量、航空写真とかいうようなことを出して。見積もりとか。何であれ、航空写真なんか説明する必要があるか。だから、そういうものは今後改めてください。素人ばかりおるじゃないということね。あんたらの方が素人なんだよ。だから、プライドを持つことは大切けども、よくそういうことを考えて、答弁をしていただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。桑原君。

○4番（桑原）ホーム及びその周辺と書かないといけないわけね。これ訂正しないとおかしいんじゃないですか。

○議長（河野）答弁ありますか。答弁なし。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第35号議案に

ついて採決を行います。お諮りいたします。

第 3 5 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第 3 5 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第 9、第 3 6 号議案、平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第 3 6 号議案、平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、事務事業等、委託料の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ 1, 0 4 6 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 9 億 4, 9 2 0 万 6 千円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第 3 6 号議案、平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。町長の行政報告でも触れさせていただきましたが、最初に今回の補正を行います内容につきまして説明をさせていただきます。ご承知のとおり、本町の国民健康保険特別会計における歳入予算の中には、国から交付されます財政調整交付金がございます。その内容は主として原爆被爆者にかかる療養給付金等が多額であることにより、保険者に財政面の不均衡を調整するための特別調整交付金として、毎年交付を受けております。平成 1 3 年度の特別調整交付金には、従来の原爆被爆者にかかる療養給付費に加え、本町の国民健康保険における医療費の適正化、財政状況、収入状況、保険事業等の総合的な経営状況等に対し、さらなる充実を願う特別事業交付金が含まれるものとなっております。何ぶんにもこの事業交付金の決定が、1 2 年度末であったことで、平成 1 3 年度当初予算に反映できなかったものの、この事業交付金は国民健康保険の総合的な健全経営に対するものとして継続性もあり、6 月に歳入補正を行い歳入予算での事業展開により、本町の国民健康保険の充実と強化を図り、より一層の健全な経営を目指し、必要な補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、資料 1 2 の補正予算説明書をお願いいたします。それでは歳入よりご説明申し上げます。2 ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1

目一般管理費、1節の報酬112万7千円につきましては、その内訳としてまず90万7千円はレセプト点検嘱託員報酬でございます。低迷する経済状況の影響等による、被保険者の増加等もありまして医療機関からの診療明細でありますレセプトの枚数も増加している状況でございます。このレセプト点検の充実を図ることは、不必要な医療費の支払請求等をチェックし、医療費の適正化を図ることは、国保財政の健全化のためにも大変重要であり、1名の増員を行うものでございます。次に、国民健康保険運営協議会委員報酬の22万円は、これからの国民健康保険事業の健全な経営に関する重要事項についてご審議をしていただくためのものでございます。次の4節は、嘱託委員に対する共済費11万5千円でございます。次に、9節旅費10万5千円のうち、まず普通旅費3万3千円は、国民健康保険運営協議会委員と職員の視察研修の旅費でございます。また、特別旅費7万2千円につきましては、国保従事職員が研修に参加し、国保事業の健全な運営と情報交換等を行い、国保制度の現状について理解を深め、施策の展開に努めるものでございます。

次に6款保健事業費、1目保健衛生普及費、8節報償費25万5千円のうち、8万円は、保健センターを中心に教育委員会の連携による健康づくり、体力づくりを目的としたウォーキング教室の実施、また14万8千円は、老人福祉センターで健康講座を開催し、保険事業の推進を図るための講師謝礼でございます。また先ほどの健康ウォーキングの目標達成者に対する賞品として、2万7千円を予算化しております。

次に11節需用費の301万円でございますが、まず消耗品の12万2千円は、花を植えることで健康で明るいまちづくりに一役買い、町内を花で飾る運動の展開のための花代などと、健康づくり運動のための消耗品でございます。次の印刷製本費の288万8千円は、健康ウォーキング手帳5千冊作成のための経費でございまして、町民の生活習慣病予防事業の一環としてウォーキング手帳を作成し、運動習慣実践への啓発と事業の展開により、町民全体の健康レベルの向上と、合わせて健康の保持増進等の支援を行いながら、医療費の抑制を図ろうとするもので、保健センター等の事業参加者や希望者の方々に配布するものでございます。

次に、12節の役務費32万4千円、13節の委託料462万円につきましては、健康情報システムの導入に伴う経費でございまして、生活習慣の改善には長期にわたる経過を追った支援が重要でございます。保健センター、老人福祉センターでのお一人お一人の健康情報の管理を、従来のペーパー管理からコンピュータによるデータ管理に転換

次に３ページの１８節備品購入費の９０万５千円につきましては、先ほどの健康情報システムの導入に伴うパソコン２台とプリンター１台、また、身体能力の低下を防止するものとして、屋内・屋外でのレクリエーションや、各種イベント等において、子どもからお年寄りの方々まで幅広く活用できる健康づくりのための機具１台でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、平成12年度老人保健支払基金交付金の精算に伴う返還金に関する予算措置が必要となりましたので、歳入歳出

それぞれ１６７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１９億６，４８２万８千円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）第３７号議案、海田町老人保健特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。資料１３の２ページの歳出をお開きください。それでは、ご説明申し上げます。歳出の２款諸支出金の償還金利子及び割引料でございますが、平成１２年度の医療費交付金に係る支払基金からの交付金を精算した結果、交付額が実績額よりも１６７万４，０３１円多く交付されていたために、この超過交付額を返還する必要性が生じたもので、１６７万４千円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、１ページをお開きください。２款国庫支出金の医療費負担金でございますが、平成１２年度の老人医療給付費国庫負担金の１３年度追加交付分のうち、１６７万４千円を増額を行うものでございます。以上、ご説明いたしました各項目を歳入歳出それぞれ１６７万４千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ１９億６，４８２万８千円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第３７号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第３７号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第３７号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第１１、第３８号議案、平成１３年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第３８号議案、平成１３年度海田町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

平成１３年度海田町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、平成１２年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金に関する予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ１,７５６万９千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ８億５,１５５万３千円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）第３８号議案、平成１３年度海田町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。資料１４の２ページの歳出をお願い申し上げます。それではご説明申し上げます。歳出の５款諸支出金の償還金利子及び割引料でございますが、平成１２年度の介護給付費にかかわる支払金交付金及び国庫負担金を精算いたしました結果、交付額が法定交付額よりも１,７５６万８,５２８円ほど多く交付されていたため、この超過交付額を返還する必要があるもので、１,７５６万９千円を増額するものでございます。

続きまして歳入でございますが、１ページをお開きください。８款繰越金でございますが、平成１２年度繰越金のうち、１,７５６万９千円を増額するものでございます。以上ご説明いたしました各項目を歳入歳出それぞれ１,７５６万９千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ８億５,１５５万３千円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第３８号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第３８号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第３８号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）この際、決議案の配付がございますのでちょっと時間を拝借します。

（決 議 案 配 付）

配付漏れはございませんか。

日程第１２、発議第５号、合併問題調査特別委員会設置に関する決議案について議題といたします。案文については、ただいまお手元に配付したとおりでございます。提案者より提案の理由を求めます。山岡君。

○１４番（山岡）合併問題調査特別委員会設置に関する決議案を提案させていただきます。

平成１２年４月に地方分権一括法が施行され、各市町村が自ら政策を立案し、実施することが求められている。一方、住民の日常生活圏の拡大に伴う行政サービスの広域化や少子・高齢化の進行さらには環境問題の解決など、高度・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、広域行政に向けた取り組みとその体制整備を図ることが急務となっている。本町においては、平成１０年８月に広島市・海田町合併問題等調査研究会を発足し、事務レベルでの調査、研究を進めている。

また、昨年、広島県は、「広島県市町村合併推進要綱」を制定し、本町に関しては２つの合併パターンが示されており、今後、合併に対する住民を含めた活発な議論の展開が予想される。

このような状況の中、合併特例法における国の財政支援は平成１７年３月末までとされており、本町の財政見通しを踏まえた将来ビジョンを住民に示すなど町議会として住民に対する強いリーダーシップを発揮する必要があるので、次のとおり特別委員会を設置し、合併問題について調査研究を行う。

- １、名称、合併問題調査特別委員会。
- ２、設置の根拠、地方自治法第１１０条及び海田町議会委員会条例第４条。
- ３、調査事項、市町村合併に関する諸問題の調査研究。
- ４、委員の定数、議員全員をもって構成する。
- ５、調査期限、３に掲げる調査が終了するまで閉会中の継続調査を行うことができる。

平成１３年６月７日、海田町議会。

○議長（河野）以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○１６番（佐中）今、決議案が出されましたけれども、私はこの決議案を出す前段ですね、これについてお尋ねをいたします。まず、私は一般質問で指摘をしたとおり、次のこと

が非常に不安に思ってるというんか、問題を抱えとるというように思うんです。それは区画整理の問題で、町負担が76億円、実際は91億円の工事計画なんですけれども、ほぼ年間予算に匹敵をする予算なんです。これが10年間で執行される。あるいはJRの高架の問題。これについて、私どもは反対の立場はとりませんが、区画整理については町が主体事業主なんです。で、この近辺の状況を言いますと、例えば広島市が7千億円の年間予算を抱えて仕事をしている。そしたら、それにあわせると7千億円の区画整理をすることになるわけですね。あわせてJR高架もそのぐらいする。

まさにこういう問題を、もうちょっとこれを出す前に真剣に審議をして、やらなければ、本当の議会としての役割がなされないというように思うんです。しかも海田町の民生関係、教育関係は広島市との行政格差がかなりある。部分的には一部いいところもあるかも知れませんが、あるわけですね。町は、一般質問の中でそういう民生関係とか教育関係にはしわ寄せはないと。多少あってもそれは是正していくというような考えを持っておりましたが、私どもがいろいろ考えるのに、今、広島市と海田町の行政の格差、制度がないところがあるわけですね。そのないところを除いて、民生や教育の方に予算が回らないというようなことがないというような、そういうペテンをかけておるわけです。これがまず第1点。

もう一つは、地方分権というのがこの決議案の中に出ておりますけれども、地方分権とは、地方の自治体に権限を与えて、これまで以上に分権をすることを地方分権というわけですね。ですから、今回の市町村合併の働きかけは国や県の押しつけなんです。これはまったく地方分権ではないんです。これをどのように考えるか。これが2つ目。

それから3つ目には、広域行政の対応。ここにもありましたね。広域行政に向けた取り組みとその体制。地方自治法は、市町村を基礎的な地方公共団体、都道府県は広域的な地方団体と位置づけておるわけです。第一義的には都道府県の仕事、この広域行政というのはね。2つ以上の市町村によるそういう問題については、既に海田町でも実施しております一部事務組合、さらに広域連合もあるわけで、広域行政の対応というのは合併問題とは別の問題ではないか、このように考えるわけです。

4つ目には人材の確保の問題。人材の確保の育成の問題でも、小さな町村でも全国的にすぐれた成果がたくさんあります。私は職員の力を引き出すことが大切ではないかというように思います。

それから最後に財政問題。市町村の規模にかかわらず、財政問題は危機的であります。

特に、広島市はもっと海田町より大きな借金を抱えておりますし、この付近でもそういう問題があります。合併をしたからといって、これは解決できませんけれども、今回出てきている決議案については、私は時期尚早でもあるし、ましてや地方分権に基づいてこれを提案されることについては、いろいろ疑問を持っておりますが、その点をいかがですか、お尋ねいたします。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、先ほどの趣旨説明の中に、ほとんど、今、佐中さんがおっしゃるような区画整理の問題、JRの高架の問題、また地方分権の件、広域対応の問題、人材確保の財政の問題、すべて今から調査研究するのがこの会でございます。現在、調査合併関係は他の町村でもほとんどできて、海田町が本当に遅れているんじゃないかと私は思っております。その意味からしまして、先ほどの佐中議員の発言の中にいろいろあるものを、我々合併調査特別委員会が調査をして、町民にわかりやすい合併のあり方を研究してやるのがこの使命と、私はそういうように思っております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。続いて討論があれば許します。討論があるようですので、まず、反対討論を許します。佐中君。

○16番（佐中）合併調査特別委員会設置に関する決議案に反対をいたします。最初に、議会で合併問題調査特別委員会を設置をいたします。これまでの例では、昭和46年ごろから、安佐郡の沼田町から今日まで13の町村が広島市と合併をしておりますが、いずれも議会側の調査特別委員会が、あらゆる面から陰に陽に働き、合併問題で一気に進んできたことは紛れもない事実であります。私は現状のままでも議員の努力する姿勢と意気込みがあれば、調査研究は十分にできると思っております。ましてや今年度から政務調査費が実現をしております。その費用を活用すれば十分にできます。今回の合併問題は、大きくは地方分権と称しておりますが、この地方分権は本当の地方分権ではなく、中央支配であり、国や県からの押しつけであります。地方分権による市町村合併の提起は大きな問題をはらんでおるわけでございます。

その第1は、合併パターンは広島市との吸収合併であり、憲法にうたわれている地方自治の本旨、団体自治と住民自治を侵すものであります。

2つ目には、合併促進要綱ではなぜ今市町村合併の検討を急がなければならないのか、

国地方の債務残高が666兆円に達し、地方交付税の交付額や交付基準が維持されない懸念があるからとしております。これまで莫大な借金をつくる政策を進め、財政危機だから市町村合併というのは本末転倒であるので、検討の余地はないわけであります。

3つ目には、市町村合併に対する財政的支援の約9割は起債であり、その中心が建設事業費であることは問題があります。

第4には、合併促進要綱は市町村合併の効果として、社会福祉士や土木技師、保健婦などの専門職を採用し、あるいは増強して専任の組織や職員を置くことができるとしておりますが、しかし、実際の市町村合併では職員の削減だけが維持され、専門職の増強は絵にかいたもちであること。

5番目には、市町村合併が進めば、少子化を克服し高齢化社会にふさわしい住民福祉をつくるというのは、根拠に乏しいからであります。

6つ目には、吸収合併をされた小規模市町村では、役場がなくなったり、あるいは地域経済の活性化がなくなってしまう。21世紀の時代は、小規模自治体の存在意義が全面に発揮される時代にするべきであります。

7番目には、地方分権や合併促進要綱は、市町村合併を勧める具体的な根拠は何らありません。合併を押しつけるだけの地方分権や、合併促進要綱を理由に合併問題を論ずることは撤回すべきであります。よって、この提案に反対をいたします。

○議長（河野）続いて賛成討論を許します。前田君。

○12番（前田）12番、前田です、発議第5号について賛成の立場から討論を行います。

提案者の説明要旨にもありますように、合併特例法の問題、あるいは地方分権の問題等、山積しております。合併についての勉強会は、もはや対岸の問題として見過ごすわけにはいけないと思います。議員各位におかれましてもこれらを十分に認識し、住民の不安解消のため、また合併問題に対する疑問に対応するためにも、「わからない、知らない」では住民の不安をいっそう高めるものであると思います。そこで、議員の勉強の場としてこの会を設置するものであります。

質疑応答の中にもありました、また、反対者の討論の中にもありましたが、あくまでもこの会は調査研究を目的としており、合併に対して賛成ま

たは反対というような意思表示の会ではないということを十分にご理解いただきまして、合併問題調査特別委員会の設置に賛成していただきますようお願いをいたしまして、賛成の討論を終わります。

○議長（河野）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

発議第5号については原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって、発議第5号、合併問題調査特別委員会設置に関する決議案は可決されました。

この際、お諮りいたします。議長は公正・中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

ただいま設置されました合併問題調査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をしてください。

ここで暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午後4時40分 休憩

午後4時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

ただいま合併問題調査特別委員会の正・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。委員長に前田君、副委員長に原田君と決しておりますのでご報告いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、平成13年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後4時56分 閉会